

平成31年 1月 定例教育委員会

日時 平成31年1月25日(金)13:30～
場所 鳥取市教育センター2階第1研修室

次 第

行事報告及び行事予定について [教育総務課]

【審議案件】

- (1) 議案第1号 消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について〔学校教育課/生涯学習・スポーツ課〕P.1
- (2) 議案第2号 財産の無償貸付けについて [教育総務課] P.56
- (3) 議案第3号 平成31年度鳥取市一般会計当初予算について [各課] P.58
- (4) 議案第4号 平成30年度鳥取市一般会計補正予算(2月補正)について [各課] P.72
- (5) 議案第5号 史跡鳥取城跡擬宝珠橋復元工事の契約変更について [文化財課] P.76

【説明・協議事項】

- (1) 鳥取市教育委員会事務の自己点検・評価報告書について [教育総務課] P.78
- (2) 今後の社会教育のあり方と地域組織のあり方検討の取組状況について [生涯学習・スポーツ課] P.79
- (3) 鳥取市民体育館再整備に係る事業手法について [生涯学習・スポーツ課] 当日配布

【報告事項】

- (1) 特別天然記念物コウノトリの鳥取市吉岡温泉町での死亡について [文化財課] P.85
- (2) 天然記念物鳥取砂丘の文化財の毀損について [文化財課] P.87

【先回定例会の議事録】

【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について
 - [2月]平成31年2月28日(木)13:30～鳥取市教育センター2階第1研修室
 - [3月]平成31年3月29日(金)13:30～鳥取市教育センター2階第1研修室
- (2) 総合教育会議(第2回)の開催について
平成31年2月5日(火)10:00～市役所本庁舎4階第2会議室
- (3) 臨時教育委員会の開催について
平成31年2月20日(水)13:00～市役所第二庁舎5階第1会議室
- (4) 第2回鳥取県東部地区市町教育委員会研究協議会の開催について
平成31年2月20日(水)15:30～岩美町(調整中)

行事報告(12月28日～1月25日)

月	日	曜日	行 事 等	場 所
12月	28	(金)		
	29	(土)		
	30	(日)		
	31	(月)		
1月	1	(火)	第48回青谷町正月マラソン大会 第37回鹿野町正月マラソン大会	青谷町農林漁業者トレーニングセンター 国民宿舎 山紫苑前
	2	(水)		
	3	(木)	鳥取市新春健康マラソン 鳥取市成人式	コカ・コーラボトラーズジャパンスポーツパーク とりぎん文化会館
	4	(金)	中尾和則写真展「世界の子どもたち」(～1/30)	用瀬図書館
	5	(土)	わくわく福BOOK(～1/6)	気高図書館
	6	(日)	宇宙ふしぎ探検「部分日食を観察しよう」 民俗行事「七草がゆ・鳥追い」	さじアストロパーク 河原歴史民俗資料館
	7	(月)		
	8	(火)		
	9	(水)	鳥取大学講義「ジオパーク・自然災害・防災 宇宙・惑星地球」(講師：さじアストロパーク) みんなで楽しむ音読教室	鳥取大学 中央図書館
	10	(木)	LD等専門員・通級指導教室担当者研修	市教育センター
	11	(金)	第2回鳥取市部活動のあり方検討委員会	市教育センター
	12	(土)	鳥取県星空保全条例制定1周年記念イベント(知事表彰：佐治天文台長)	ハワイアロハホール(湯梨浜町)
	13	(日)	新春囲碁大会	河原町コミュニティセンター
	14	(月)	親子でいっしょに楽しむ講座 「親子で学ぼう！お金のはなし」	中央図書館
	15	(火)		
	16	(水)		
	17	(木)	期間展示「さじアストロパーク成果発表」展示開始(～3/17) アストロ宇宙教室(講師：さじアストロパーク)	さじアストロパーク 散岐小学校
	18	(金)	水道技術研究会現地視察	旧美歎水源地水道施設
	19	(土)		
	20	(日)		
	21	(月)		
	22	(火)	中堅教諭等資質向上研修 ・16年目研修 (合同開催) アストロ宇宙教室(講師：さじアストロパーク)	国府町コミュニティセンター 宮ノ下小学校
	23	(水)	鳥取大学講義「ジオパーク・自然災害・防災 宇宙・惑星地球」(講師：さじアストロパーク) NHK鳥取文化センター講座「宇宙を解く 光害と星取県」(講師：さじアストロパーク)	鳥取大学 NHK文化センター鳥取教室
	24	(木)	全国学校給食週間(～1/30)	各学校
	25	(金)	1月定例教育委員会	市教育センター

行事予定(1月26日～2月28日)

月	日	曜日	行 事 等	場 所
1月	26	(土)	宇宙ふしぎ探検「冬の星座を観察しよう」(予約・問合せはさじアストロパーク)	鳥取市こども科学館
	27	(日)		
	28	(月)		
	29	(火)		
	30	(水)	鳥取大学講義「ジオパーク・自然災害・防災 宇宙・惑星地球」(講師:さじアストロパーク)	鳥取大学
	31	(木)	教育支援委員会(特別審査)	市教育センター
2月	1	(金)		
	2	(土)		
	3	(日)		
	4	(月)		
	5	(火)	総合教育会議(第2回)	市役所本庁舎
	6	(水)	鳥取大学講義「ジオパーク・自然災害・防災 宇宙・惑星地球」(講師:さじアストロパーク)	鳥取大学
	7	(木)		
	8	(金)		
	9	(土)		
	10	(日)		
	11	(月)		
	12	(火)		
	13	(水)	河原町女性セミナー第5回講座、閉講式	河原町老人福祉センター
	14	(木)	みすみ大学	用瀬町民会館
	15	(金)	第3回鳥取市教育センター運営協議会	市教育センター
	16	(土)		
	17	(日)	スポーツ表彰式	市民会館
	18	(月)		
	19	(火)	図書館システム更新及び蔵書点検のための休館(～2/28)	鳥取市立図書館
	20	(水)	臨時教育委員会	市役所第二庁舎
			第2回鳥取県東部地区市町教育委員会研究協議会	岩美町
			プラネタリウム春番組「星取絶景」投影開始(～6/16)	さじアストロパーク
	21	(木)		
	22	(金)	2月定例会市議会 開会(～3/22)	議場
	23	(土)	第4回きなんせ! English World	市教育センター
			宇宙ふしぎ探検「冬の星座を観察しよう」(予約・問合せはさじアストロパーク)	鳥取市こども科学館
			因幡の麒麟獅子舞連合保存会設立総会	鳥取市人権交流プラザ
	24	(日)		
25	(月)			
26	(火)			
27	(水)	NHK鳥取文化センター講座「宇宙を解く 銀河の正体」(講師:さじアストロパーク)	NHK文化センター鳥取教室	
28	(木)	2月定例教育委員会	市教育センター	

議案第 1 号

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 1 月 2 5 日提出

鳥取市教育委員会
教育長 尾 室 高 志

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する 条例

目次

- 第 1 章 総務部関係（第 1 条 第 3 条）
- 第 2 章 企画推進部関係（第 4 条 第 6 条）
- 第 3 章 福祉部関係（第 7 条 第 1 1 条）
- 第 4 章 経済観光部関係（第 1 2 条 第 1 8 条）
- 第 5 章 農林水産部関係（第 1 9 条 第 2 8 条）
- 第 6 章 都市整備部関係（第 2 9 条 第 3 4 条）
- 第 7 章 環境下水道部関係（第 3 5 条 第 3 8 条）
- 第 8 章 教育委員会関係（第 3 9 条 第 5 3 条）
- 第 9 章 水道局関係（第 5 4 条・第 5 5 条）

附則

【教育委員会関係のみ抜粋】

第8章 教育委員会関係

(鳥取市立学校条例の一部改正)

第39条 鳥取市立学校条例(昭和39年鳥取市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「430円」を「440円」に改める。

(鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第40条 鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例(昭和48年鳥取市条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表第2項、第3項及び第6項から第8項までの表中「540円」を「550円」に改める。

(鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第41条 鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例(昭和53年鳥取市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「2,590円」を「2,640円」に、「2,480円」を「2,530円」に、「2,370円」を「2,420円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「1,830円」を「1,870円」に、「1,720円」を「1,760円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「860円」を「880円」に、「750円」を「770円」に、「640円」を「660円」に、「720円」を「730円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「1,650円」を「1,680円」に、「1,130円」を「1,150円」に改める。

別表第2項の表中「640円」を「660円」に、「430円」を「440円」に、「210円」を「220円」に改める。

別表第3項の表中「5,400円」を「5,500円」に、「810円」を「820円」に、「1,350円」を「1,370円」に改める。

別表第4項の表中「320円」を「330円」に、「210円」を「220円」に、「100円」を「110円」に改める。

(鳥取市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第42条 鳥取市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例(昭和53年鳥取市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「540円」を「550円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「720円」を「730円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「1時間につき270円で計算して得た額」を「1時間につき275円で計算して得た額」に改める。

(鳥取市東部研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第43条 鳥取市東部研修センターの設置及び管理に関する条例(昭和57年鳥取市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「540円」を「550円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「720円」を「730円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「1時間につき270円で計算して得た額」を「1時間につき275円で計算して得た額」に改める。

(鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第44条 鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例(昭和59年鳥取市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号及び別表第2第1項の表中「540円」を「550円」に改める。

(鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第45条 鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例(平成7年鳥取市条例第

3号)の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中「9,900円」を「10,120円」に、「8,100円」を「8,200円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「29,100円」を「29,700円」に、「27,500円」を「28,000円」に、「25,900円」を「26,400円」に、「8,600円」を「8,800円」に改める。

(鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第46条 鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例(平成12年鳥取市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,350円」を「1,370円」に、「670円」を「680円」に、「330円」を「340円」に、「160円」を「170円」に改める。

(鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第47条 鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第120号)の一部を次のように改正する。

別表第1、別表第2及び別表第3中「540円」を「550円」に改める。

(鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第48条 鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第144号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「16,300円」を「16,500円」に、「4,500円」を「4,600円」に改める。

(鳥取市国府町土地区画整理記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第49条 鳥取市国府町土地区画整理記念館の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第146号)の一部を次のように改正する。

別表中「5,400円」を「5,500円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「3,780円」を「3,850円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「750円」を「770円」に改

める。

(鳥取市佐治町会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第50条 鳥取市佐治町会館の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第148号)の一部を次のように改正する。

別表中「950円」を「960円」に、「1,370円」を「1,390円」に改める。

(鳥取市気高町ロジ緑の郷の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第51条 鳥取市気高町ロジ緑の郷の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第149号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「216円」を「220円」に、「162円」を「165円」に、「432円」を「440円」に、「324円」を「330円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「108円」を「110円」に、「54円」を「55円」に、「756円」を「770円」に改める。

別表第2項の表中「1,080円」を「1,100円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「216円」を「220円」に、「756円」を「770円」に、「162円」を「165円」に改める。

(鳥取市さじコスモスの館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第52条 鳥取市さじコスモスの館の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第215号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「5,600円」を「5,700円」に、「5,200円」を「5,300円」に、「4,900円」を「5,000円」に、「7,100円」を「7,200円」に、「6,500円」を「6,700円」に、「6,100円」を「6,200円」に、「5,600円」を「5,700円」に、「4,500円」を「4,600円」に、「3,900円」を「4,000円」に改める。

別表第3項の表中「2,100円」を「2,200円」に改める。

(鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第53条 鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例（平成18年鳥取市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「380円」を「390円」に、「340円」を「350円」に、「1,830円」を「1,870円」に、「2,010円」を「2,050円」に改める。

別表第2第1項の表中「4,320円」を「4,400円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「11,880円」を「12,100円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「20,520円」を「20,900円」に、「24,840円」を「25,300円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「9,720円」を「9,900円」に、「14,040円」を「14,300円」に、「15,120円」を「15,400円」に、「23,760円」を「24,200円」に、「29,160円」を「29,700円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「18,360円」を「18,700円」に、「25,920円」を「26,400円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「17,280円」を「17,600円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「31,320円」を「31,900円」に、「38,880円」を「39,600円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「28,080円」を「28,600円」に、「41,040円」を「41,800円」に、「50,760円」を「51,700円」に、「60,480円」を「61,600円」に改める。

別表第2第2項の表中「1,620円」を「1,650円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「3,670円」を「3,740円」に、「4,750円」を「4,840円」に、「6,260円」を「6,380円」に、「540円」を「550円」に、「680円」を「690円」に、「1,180円」を「1,210円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「3,560円」を「3,630円」に、「640円」を「660円」に、「750円」を「770円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,290円」

を「1,320円」に、「1,720円」を「1,760円」に、「2,370円」を「2,420円」に、「430円」を「440円」に、「540円」を「550円」に、「860円」を「880円」に、「1,510円」を「1,540円」に、「320円」を「330円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(第16条、第28条、第32条、第35条から第38条までの改正規定、第54条及び第55条の改正規定によるものを除く。)による改正後の条例(以下「改正後のそれぞれの条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後のそれぞれの条例(第8条、第9条、第11条及び第30条の改正規定によるものを除く。)の施行の際現になされている使用、利用又は占用の許可等に係る使用料、利用料金若しくは占用料等及び施行日の前日までの使用、利用又は占用等により施行日以後に納付すべき義務が生じる使用料、利用料金若しくは占用料等については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、使用料等を見直すためである。

1月定例教育委員会 説明資料	
年月日	平成31年1月25日
担当課	学校教育課 生涯学習・スポーツ課

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例案要綱

1 制定の目的

平成31年10月1日より消費税及び地方消費税の税率が「100分の8」から「100分の10」に改められることに伴い、使用料、利用料金等を見直すため、関係条例の整理を行うことを目的とします。

2 制定の内容

(1) 条例上「100分の108」（「1.08」など）と規定されている条例について「100分の110」（「1.10」など）に改めることとします。

(2) 上記以外の条例

端数処理を行う前の額に108分の110を乗じて得た額（端数処理については、各条例の考え方によります。）に改めることとします。

(3) その他

その他、所要の整理を行うこととします。

（第1条関係から第55条関係まで。ただし、教育委員会関係は第39条から第53条まで）

なお、対象条例については、別紙のとおりとします。

3 施行期日等

(1) この条例は、平成31年10月1日から施行することとします。

(2) 所要の経過措置を設けることとします。

一括改正等対象条例一覧

1 一括改正により条例改正を行うもの(55条例)

新旧No.	例規名称	制定年月日	種別番号	担当部局	担当課
1	鳥取市行政財産使用料条例	昭和51年4月1日	条例第5号	総務部	財産経営課
2	鳥取市人権交流プラザの設置及び管理に関する条例	昭和52年7月29日	条例第34号	人権政策局	人権推進課
3	鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例	平成14年6月27日	条例第23号	人権政策局	男女共同参画課
4	鳥取市民会館条例	昭和42年1月5日	条例第1号	企画推進部	文化交流課
5	鳥取世界おもちゃ館の設置及び管理に関する条例	平成7年3月29日	条例第4号	企画推進部	文化交流課
6	城下町とっとり交流館の設置及び管理に関する条例	平成17年9月30日	条例第54号	企画推進部	文化交流課
7	鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例	平成2年9月28日	条例第18号	福祉部	長寿社会課
8	鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第89号	福祉部	長寿社会課
9	鳥取市湯谷荘の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第90号	福祉部	長寿社会課
10	鳥取市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例	平成13年3月23日	条例第2号	福祉部	障がい福祉課
11	鳥取市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第83号	福祉部	保険年金課
12	鳥取市公設地方卸売市場条例	昭和57年4月1日	条例第7号	経済観光部	経済・雇用戦略課
13	鳥取市あおや和紙工場の設置及び管理に関する条例	平成16年10月19日	条例第205号	経済観光部	経済・雇用戦略課
14	鳥取市佐治町たんぼり荘の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第69号	経済観光部	観光戦略課
15	鳥取市気高町遊漁センターの設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第73号	経済観光部	観光戦略課
16	鳥取市温泉事業配湯条例	平成16年9月30日	条例第78号	経済観光部	観光戦略課
17	鳥取市立温泉館の設置及び管理に関する条例	平成16年10月19日	条例第204号	経済観光部	観光戦略課
18	鳥取市国民宿舎山紫苑の設置及び管理に関する条例	平成16年10月19日	条例第206号	経済観光部	観光戦略課
19	鳥取市就業改善センターの設置及び管理に関する条例	昭和53年10月6日	条例第29号	農林水産部	農業振興課
20	鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例	平成3年3月29日	条例第2号	農林水産部	農業振興課
21	鳥取市神戸ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例	平成10年12月28日	条例第37号	農林水産部	農業振興課
22	鳥取市青谷町いかり原牧場の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第124号	農林水産部	農業振興課
23	鳥取市鹿野そば道場の設置及び管理に関する条例	平成16年10月19日	条例第209号	農林水産部	農業振興課
24	鳥取市かちべ伝承館の設置及び管理に関する条例	平成16年10月19日	条例第212号	農林水産部	農業振興課
25	鳥取市安蔵森林公園の設置及び管理に関する条例	平成9年6月20日	条例第15号	農林水産部	林務水産課
26	鳥取市国府町林業会館の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第116号	農林水産部	林務水産課
27	鳥取市三滝林間施設の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第118号	農林水産部	林務水産課
28	鳥取市漁港管理条例	平成16年9月30日	条例第125号	農林水産部	林務水産課
29	鳥取市都市公園条例	昭和40年4月1日	条例第4号	都市整備部	都市環境課
30	鳥取市営駐車場条例	昭和48年3月31日	条例第9号	都市整備部	都市環境課
31	鳥取市営美保球場の設置及び管理に関する条例	昭和57年4月1日	条例第6号	都市整備部	都市環境課
32	鳥取市準用河川流水占用料徴収条例	平成16年9月30日	条例第192号	都市整備部	都市環境課
33	殿ダム周辺広場の設置及び管理に関する条例	平成25年9月13日	条例41号	都市整備部	都市環境課
34	鳥取市道路占用料徴収条例	昭和44年4月1日	条例第9号	都市整備部	道路課
35	鳥取市下水道条例	昭和37年4月2日	条例第8号	環境下水道部	下水道経営課

一括改正等対象条例一覧

新旧No.	例規名称	制定年月日	種別番号	担当部局	担当課
36	鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例	昭和61年9月26日	条例第27号	環境下水道部	下水道経営課
37	鳥取市汚水合併処理施設の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第180号	環境下水道部	下水道経営課
38	鳥取市浄化槽事業条例	平成16年9月30日	条例第181号	環境下水道部	下水道経営課
39	鳥取市立学校条例	昭和39年4月1日	条例第5号	教育委員会事務局	学校教育課
40	鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例	昭和48年12月25日	条例第48号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課
41	鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例	昭和53年4月1日	条例第4号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課
42	鳥取市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例	昭和53年10月6日	条例第30号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課
43	鳥取市東部研修センターの設置及び管理に関する条例	昭和57年9月29日	条例第30号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課
44	鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例	昭和59年10月1日	条例第22号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課
45	鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例	平成7年3月29日	条例第3号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課
46	鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例	平成12年6月13日	条例第32号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課
47	鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第120号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課
48	鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第144号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課
49	鳥取市国府町土地区画整理記念館の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第146号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課
50	鳥取市佐治町会館の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第148号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課
51	鳥取市気高町ロッジ緑の郷の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第149号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課
52	鳥取市さじコスモスの館の設置及び管理に関する条例	平成16年10月19日	条例第215号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課
53	鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例	平成18年3月27日	条例第3号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課
54	鳥取市水道事業給水条例	昭和48年12月25日	条例第58号	水道局	
55	鳥取市工業用水道事業給水条例	平成16年9月30日	条例第187号	水道局	

一括改正等対象条例一覧

2 担当課で個別に条例改正を行うもの(7条例)

新旧No.	例規名称	制定年月日	種別番号	担当部局	担当課
個別	鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例	平成4年3月27日	条例第3号	福祉保健部	長寿社会課
個別	鳥取市保健所条例	平成29年12月22日	条例第62号	鳥取市保健所	総務企画課
個別	鳥取市手数料徴収条例	平成12年3月28日	条例第11号	鳥取市保健所	健康支援課ほか
個別	鳥取市食品衛生条例	平成29年12月22日	条例第65号	鳥取市保健所	生活安全課
個別	鳥取市公衆浴場法施行条例	平成29年12月22日	条例第80号	環境局	環境・循環推進課
個別	鳥取市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	昭和60年3月29日	条例第3号	都市整備部	交通政策課
個別	鳥取市立病院使用料及び手数料条例	昭和35年3月30日	条例第5号	市立病院	

3 端数調整等により条例改正を要しないもの(36条例)

新旧No.	例規名称	制定年月日	種別番号	担当部局	担当課
-	鳥取市豪雪山山村開発総合センターの設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第74号	総務部	財産経営課
-	鳥取市人権福祉センターの設置及び管理に関する条例	昭和47年4月1日	条例第7号	人権政策局	人権推進課
-	鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第93号	福祉保健部	長寿社会課
-	鳥取市国府町子ども交流会館の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第94号	健康こども部	国府町市民福祉課
-	鳥取市児童健康支援センターの設置及び管理に関する条例	平成19年12月25日	条例第53号	健康こども部	こども家庭課
-	鳥取市保健センター条例	平成16年9月30日	条例第84号	健康こども部	中央保健センター
-	鳥取市用瀬保健福祉総合施設の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第91号	健康こども部	中央保健センター
-	鳥取市佐治町和紙生産伝習施設の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第66号	経済観光部	経済・雇用戦略課
-	鳥取市河原町お城山展望台の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第64号	経済観光部	観光戦略課
-	鳥取市流しびなの館の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第65号	経済観光部	観光戦略課
-	鳥取市キャンプ場の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第72号	経済観光部	観光戦略課
-	鳥取市道の駅の設置及び管理に関する条例	平成17年9月30日	条例第55号	経済観光部	観光戦略課
-	鳥取市鹿野往来交流館の設置及び管理に関する条例	平成21年12月25日	条例第39号	経済観光部	観光戦略課
-	鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の設置及び管理に関する条例	平成17年3月29日	条例第8号	経済観光部	鳥取砂丘・ジオパーク推進課
-	鳥取市飯盛山荘の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第119号	農林水産部	農業振興課
-	鳥取クレイ射撃場の設置及び管理に関する条例	平成28年6月28日	条例30号	農林水産部	農業振興課
-	鳥取市安蔵公園の設置及び管理に関する条例	平成2年9月28日	条例第19号	都市整備部	都市環境課
-	鳥取市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例	平成10年3月24日	条例第3号	都市整備部	都市環境課
-	鳥取市用瀬町運動公園の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第166号	都市整備部	都市環境課
-	鳥取市青谷町運動公園の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第167号	都市整備部	都市環境課
-	鳥取市気高リサイクル・ドリームハウスの設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第179号	環境局	生活環境課
-	仁風閣及び宝扇庵の設置及び管理に関する条例	昭和51年10月1日	条例第40号	教育委員会事務局	文化財課
-	鳥取市歴史博物館の設置及び管理に関する条例	平成12年3月28日	条例第6号	教育委員会事務局	文化財課
-	鳥取市因幡万葉歴史館の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第63号	教育委員会事務局	文化財課
-	鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第140号	教育委員会事務局	文化財課

一括改正等対象条例一覧

新旧No.	例規名称	制定年月日	種別番号	担当部局	担当課
-	鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第141号	教育委員会事務局	文化財課
-	鳥取市あおや郷土館の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第142号	教育委員会事務局	文化財課
-	鳥取市公民館条例	昭和35年4月1日	条例第15号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課
-	鳥取市勤労青少年ホーム条例	昭和47年4月1日	条例第6号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課
-	鳥取市プールの設置及び管理に関する条例	昭和49年6月28日	条例第25号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課
-	鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例	昭和55年4月1日	条例第2号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課
-	鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第111号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課
-	鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第145号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課
-	鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例	平成16年9月30日	条例第150号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課
-	鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例	平成19年3月26日	条例第1号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課
-	鳥取市若葉台スポーツセンターの設置及び管理に関する条例	平成24年9月26日	条例第35号	教育委員会事務局	生涯学習・スポーツ課

【教育委員会関係のみ抜粋】

鳥取市立学校条例（昭和39年条例第5号）新旧対照表 第39条関係

改正後	改正前								
<p>鳥取市立学校条例</p> <p>昭和39年4月1日 鳥取市条例第5号</p> <p>第1条～第19条（略） 別表（第9条関係）</p> <table border="1" data-bbox="737 1120 837 2013"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内体育館</td> <td>1時間につき440円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1時間未満は、1時間とする。 2 照明設備を使用する場合は、電気料金の実費に相当する額を徴収する。 	区分	金額	屋内体育館	1時間につき440円	<p>鳥取市立学校条例</p> <p>昭和39年4月1日 鳥取市条例第5号</p> <p>第1条～第19条（略） 別表（第9条関係）</p> <table border="1" data-bbox="737 224 837 1120"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内体育館</td> <td>1時間につき430円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1時間未満は、1時間とする。 2 照明設備を使用する場合は、電気料金の実費に相当する額を徴収する。 	区分	金額	屋内体育館	1時間につき430円
区分	金額								
屋内体育館	1時間につき440円								
区分	金額								
屋内体育館	1時間につき430円								

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和48年条例第48号）新旧対照表 第40条関係

改正後		改正前	
<p>鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例</p> <p>昭和48年12月25日 鳥取市条例第48号</p> <p>第1条～第23条（略） 別表（第7条、第19条関係）</p> <p>1 鳥取市民体育館利用料金 2 鳥取市河原町総合体育館利用料金</p>		<p>鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例</p> <p>昭和48年12月25日 鳥取市条例第48号</p> <p>第1条～第23条（略） 別表（第7条、第19条関係）</p> <p>1 鳥取市民体育館利用料金 2 鳥取市河原町総合体育館利用料金</p>	
区分	時間	午前9時～正午	午前9時～正午
競技場	全面	1時間につき 360円	1時間につき 360円
	一般	1時間につき 400円	1時間につき 400円
	小学生、中学生、高齢者	1時間につき 200円	1時間につき 200円
	障害者等	無料	無料
	半面	1時間につき 180円	1時間につき 180円
	一般	1時間につき 200円	1時間につき 200円
	小学生、中学生、高齢者	1時間につき 100円	1時間につき 100円
	障害者等	無料	無料
トレーニング室		1時間につき	1時間につき
		1時間につき	1時間につき

幼児体育室	100円	100円	100円	100円
	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
高齢者体育室	200円	200円	200円	400円
	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
研修室	100円	100円	100円	100円
	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
健康相談室	200円	200円	200円	400円
	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
卓球場	200円	200円	200円	400円
	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
卓球場	100円	100円	100円	100円
	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
備考				
1	1 1時間未満は、1時間とする。			
2	2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。			
3	3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては550円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。			
4	4 幼児体育室、研修室及び健康相談室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。			
5	5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があると きは、その端数金額を切り捨てた額とする。			
6	6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。			
7	7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。			

幼児体育室	100円	100円	100円	100円
	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
高齢者体育室	200円	200円	200円	400円
	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
研修室	100円	100円	100円	100円
	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
健康相談室	200円	200円	200円	400円
	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
卓球場	200円	200円	200円	400円
	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
卓球場	100円	100円	100円	100円
	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
備考				
1	1 1時間未満は、1時間とする。			
2	2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。			
3	3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては540円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。			
4	4 幼児体育室、研修室及び健康相談室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。			
5	5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があると きは、その端数金額を切り捨てた額とする。			
6	6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。			
7	7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。			

- 8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 9 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場、トレーニング室、高齢者体育室又は卓球場を利用する場合は、無料とする。

3 鳥取市河原町勤労者体育館・鳥取市気高町勤労者体育センター・鳥取市青谷町体育館利用料金

区分		利用料金（1時間につき）
競技場	全面	400円
	一般	400円
	小学生、中学生、高齢者	200円
	障害者等	無料
	半面	200円
	一般	200円
	小学生、中学生、高齢者	100円
	障害者等	無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては550円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。

- 8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 9 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場、トレーニング室、高齢者体育室又は卓球場を利用する場合は、無料とする。

3 鳥取市河原町勤労者体育館・鳥取市気高町勤労者体育センター・鳥取市青谷町体育館利用料金

区分		利用料金（1時間につき）
競技場	全面	400円
	一般	400円
	小学生、中学生、高齢者	200円
	障害者等	無料
	半面	200円
	一般	200円
	小学生、中学生、高齢者	100円
	障害者等	無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては540円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。

- 4 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

4 鳥取市稲葉山体育館使用料、5 鳥取市城北体育館使用料（略）

6 鳥取市美保南体育館使用料

区分		時間	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
		障害者等	無料	無料
半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円	1時間につき200円
	小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円	1時間につき100円
	障害者等	無料	無料	無料
トレーニングルーム		1時間につき100円	1時間につき100円	1時間につき100円
ミーティングルーム		1時間につき150円	1時間につき150円	1時間につき300円

- 4 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

4 鳥取市稲葉山体育館使用料、5 鳥取市城北体育館使用料（略）

6 鳥取市美保南体育館使用料

区分		時間	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
		障害者等	無料	無料
半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円	1時間につき200円
	小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円	1時間につき100円
	障害者等	無料	無料	無料
トレーニングルーム		1時間につき100円	1時間につき100円	1時間につき100円
ミーティングルーム		1時間につき150円	1時間につき150円	1時間につき300円

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1 時間未満は、1 時間とする。 2 競技場を連続して3 時間以上使用する場合は、この表に定める額の9 割の額とする。 3 競技場の照明設備の使用料は、1 時間につき、全面使用の場合にあっては550円、半面使用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。 4 ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5 割の額（その額に1 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 5 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。 6 「高齢者」とは、6 5 歳以上の者をいう。 7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人 (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場又はトレーニングルームを使用する場合は、無料とする。 	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1 時間未満は、1 時間とする。 2 競技場を連続して3 時間以上使用する場合は、この表に定める額の9 割の額とする。 3 競技場の照明設備の使用料は、1 時間につき、全面使用の場合にあっては540円、半面使用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。 4 ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5 割の額（その額に1 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 5 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。 6 「高齢者」とは、6 5 歳以上の者をいう。 7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人 (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場又はトレーニングルームを使用する場合は、無料とする。
<p>7 鳥取市湖南体育館・久松会館体育館・鳥取市福部町体育館・鳥取市気高町体育館使用料</p>	<p>7 鳥取市湖南体育館・久松会館体育館・鳥取市福部町体育館・鳥取市気高町体育館使用料</p>
<p>区分</p>	<p>区分</p>
<p>金額（1 時間につき）</p>	<p>金額（1 時間につき）</p>

競技場	全面	一般	400円
		小学生、中学生、高齢者 障害者等	200円 無料
	半面	一般	200円
		小学生、中学生、高齢者 障害者等	100円 無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては550円、半面使用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。
- 4 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
- 5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

8 鳥取市用瀬町勤労者体育センター使用料

競技場	全面	一般	400円
		小学生、中学生、高齢者 障害者等	200円 無料
	半面	一般	200円
		小学生、中学生、高齢者 障害者等	100円 無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては540円、半面使用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。
- 4 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
- 5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

8 鳥取市用瀬町勤労者体育センター使用料

区分		時間	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
		障害者等	無料	無料
卓球コーナー	半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
		障害者等	無料	無料
卓球コーナー			1時間につき100円	1時間につき100円
トレーニングコーナー			1時間につき100円	1時間につき100円
ミーティング室			1時間につき100円	1時間につき200円
備考				
1 1時間未満は、1時間とする。				
2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。				
3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては550円、半面使用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。				
4 ミーティング室の冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。				
5 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。				
6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。				

区分		時間	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
		障害者等	無料	無料
卓球コーナー	半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
		障害者等	無料	無料
卓球コーナー			1時間につき100円	1時間につき100円
トレーニングコーナー			1時間につき100円	1時間につき100円
ミーティング室			1時間につき100円	1時間につき200円
備考				
1 1時間未満は、1時間とする。				
2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。				
3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては540円、半面使用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。				
4 ミーティング室の冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。				
5 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。				
6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。				

<p>7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場、卓球コート又はトレーニングコートを使用する場合は、無料とする。</p> <p>9 前各項に掲げる体育館を除く体育館使用料（略）</p>	<p>7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場、卓球コート又はトレーニングコートを使用する場合は、無料とする。</p> <p>9 前各項に掲げる体育館を除く体育館使用料（略）</p>
---	---

鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例（昭和53年条例第4号）新旧対照表 第41条関係

改正後		改正前																																																					
<p>鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例 昭和53年4月1日 鳥取市条例第4号</p> <p>第1条～第11条（略） 別表（第5条関係）</p> <p>1 宿泊料及び食事料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用者区分</th> <th colspan="2">宿泊料</th> <th rowspan="2">食事料</th> </tr> <tr> <th>和室</th> <th>洋室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>2,640円</td> <td>2,420円</td> <td>朝食730円、昼食1,050円、夕食1,680円を限度として</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>2,090円</td> <td>1,980円</td> <td>0円を限度として</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>1,870円</td> <td>1,760円</td> <td>教育委員会が定める額</td> </tr> <tr> <td>幼児 3歳以上</td> <td>880円</td> <td>770円</td> <td>660円</td> </tr> <tr> <td>3歳未満</td> <td>無料</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		使用者区分	宿泊料		食事料	和室	洋室	大人	2,640円	2,420円	朝食730円、昼食1,050円、夕食1,680円を限度として	中学生	2,090円	1,980円	0円を限度として	小学生	1,870円	1,760円	教育委員会が定める額	幼児 3歳以上	880円	770円	660円	3歳未満	無料			<p>鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例 昭和53年4月1日 鳥取市条例第4号</p> <p>第1条～第11条（略） 別表（第5条関係）</p> <p>1 宿泊料及び食事料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用者区分</th> <th colspan="2">宿泊料</th> <th rowspan="2">食事料</th> </tr> <tr> <th>和室</th> <th>洋室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>2,590円</td> <td>2,370円</td> <td>朝食720円、昼食1,030円、夕食1,650円を限度として</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>2,050円</td> <td>1,940円</td> <td>0円を限度として</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>1,830円</td> <td>1,720円</td> <td>教育委員会が定める額</td> </tr> <tr> <td>幼児 3歳以上</td> <td>860円</td> <td>750円</td> <td>640円</td> </tr> <tr> <td>3歳未満</td> <td>無料</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		使用者区分	宿泊料		食事料	和室	洋室	大人	2,590円	2,370円	朝食720円、昼食1,030円、夕食1,650円を限度として	中学生	2,050円	1,940円	0円を限度として	小学生	1,830円	1,720円	教育委員会が定める額	幼児 3歳以上	860円	750円	640円	3歳未満	無料		
使用者区分	宿泊料		食事料																																																				
	和室	洋室																																																					
大人	2,640円	2,420円	朝食730円、昼食1,050円、夕食1,680円を限度として																																																				
中学生	2,090円	1,980円	0円を限度として																																																				
小学生	1,870円	1,760円	教育委員会が定める額																																																				
幼児 3歳以上	880円	770円	660円																																																				
3歳未満	無料																																																						
使用者区分	宿泊料		食事料																																																				
	和室	洋室																																																					
大人	2,590円	2,370円	朝食720円、昼食1,030円、夕食1,650円を限度として																																																				
中学生	2,050円	1,940円	0円を限度として																																																				
小学生	1,830円	1,720円	教育委員会が定める額																																																				
幼児 3歳以上	860円	750円	640円																																																				
3歳未満	無料																																																						
<p>備考</p> <p>1 鳥取市の小・中学校が学校行事として使用する場合の宿泊料は、1人につき1泊410円を限度として教育委員会が定める額</p> <p>2 前項以外の学校が学校行事として使用する場合及び地域の子ども等の社会教育関係団体が集団宿泊研修として使用する場合の宿泊料は、1人につき1泊1,150円を限度として教育委員会が定める額</p>		<p>備考</p> <p>1 鳥取市の小・中学校が学校行事として使用する場合の宿泊料は、1人につき1泊410円を限度として教育委員会が定める額</p> <p>2 前項以外の学校が学校行事として使用する場合及び地域の子ども等の社会教育関係団体が集団宿泊研修として使用する場合の宿泊料は、1人につき1泊1,130円を限度として教育委員会が定める額</p>																																																					

2 休憩料		休憩料（休憩1回につき）
大人		660円
中学生		440円
小学生		220円
幼児		無料

備考 1回の休憩は、4時間以内とする。

3 研修室使用料		午後6時～午後10時
研修室	午前9時～午後5時	5,500円
1時間を単位として使用する場 台	1時間につき820円	1時間につき1,370円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 午後5時から午後6時までの間に1時間を単位として使用する場の使用料の額は、1時間につき820円とする。
- 3 小・中学校が学校行事として使用する場合及び地域の子ども会等の社会教育関係団体が使用する場合は、無料とする。

4 自転車使用料		使用料（1台につき）
大人		330円

2 休憩料		休憩料（休憩1回につき）
大人		640円
中学生		430円
小学生		210円
幼児		無料

備考 1回の休憩は、4時間以内とする。

3 研修室使用料		午後6時～午後10時
研修室	午前9時～午後5時	5,400円
1時間を単位として使用する場 台	1時間につき810円	1時間につき1,350円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 午後5時から午後6時までの間に1時間を単位として使用する場の使用料の額は、1時間につき810円とする。
- 3 小・中学校が学校行事として使用する場合及び地域の子ども会等の社会教育関係団体が使用する場合は、無料とする。

4 自転車使用料		使用料（1台につき）
大人		320円

中学生	220円	中学生	210円
小学生	110円	小学生	100円
幼児	50円	幼児	50円
備考	1 1回の使用時間は、4時間以内とする。 2 4時間を超える場合は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）を増すごとに50円を加算する。 3 小・中学校の児童・生徒が学校行事として使用する場合は、無料とする。	備考	1 1回の使用時間は、4時間以内とする。 2 4時間を超える場合は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）を増すごとに50円を加算する。 3 小・中学校の児童・生徒が学校行事として使用する場合は、無料とする。
5（略）		5（略）	

鳥取市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（昭和53年条例第30号）新旧対照表 第42条関係

改正後		改正前	
鳥取市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例 昭和53年10月6日 鳥取市条例第30号 第1条～第12条（略） 別表第1（第5条関係） 鳥取市立美穂会館会議室等使用料		鳥取市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例 昭和53年10月6日 鳥取市条例第30号 第1条～第12条（略） 別表第1（第5条関係） 鳥取市立美穂会館会議室等使用料	
区分	午前9時～午後1時 午後1時～午後5時 午後5時～午後9時 午後9時～午後6時 午後6時～午後9時	午前9時～午後1時 午後1時～午後5時 午後5時～午後9時 午後9時～午後6時 午後6時～午後9時	1時間を単位として 使用する場合 午前9時～午後6時 午後6時～午後9時
大会議室（和室）	1,100円 2,200円 1,650円 1,100円	1,080円 2,160円 1,620円 1,080円	1時間に1時間につき270き550円 円
小会議室（和室）	1,100円 1,650円 1,650円 1,100円	1,080円 1,620円 1,620円 1,080円	1時間に1時間につき270き540円 円
農業研修室	1,100円 2,200円 1,650円 1,100円	1,080円 2,160円 1,620円 1,080円	1時間に1時間につき270き540円 円
生活研修	1,100円 1,980円 1,650円 1,100円	1,080円 1,940円 1,620円 1,080円	1時間に1時間につき

室（和室）				つき 270き 550円 円
料理実習室	1,650円	1,650円	3,300円	2,200円 1時間につき 410き 730円 円
多目的ホール	1,100円	1,650円	2,750円	2,200円 1時間につき 410き 730円 円
備考	<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 営利を目的として使用する場合は、この表に定める額（以下「基本使用料」という。）の5割増の額とする。</p> <p>3 冷暖房設備の使用料は、基本使用料の5割の額とする。</p> <p>4 多目的ホールの照明設備の使用料は、1時間につき275円で計算して得た額とする。</p> <p>5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。</p>			

別表第2（略）

室（和室）				つき 270き 540円 円
料理実習室	1,620円	1,620円	3,240円	2,160円 1時間につき 410き 720円 円
多目的ホール	1,080円	1,620円	2,700円	2,160円 1時間につき 410き 720円 円
備考	<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 営利を目的として使用する場合は、この表に定める額（以下「基本使用料」という。）の5割増の額とする。</p> <p>3 冷暖房設備の使用料は、基本使用料の5割の額とする。</p> <p>4 多目的ホールの照明設備の使用料は、1時間につき270円で計算して得た額とする。</p> <p>5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。</p>			

別表第2（略）

鳥取市東部研修センターの設置及び管理に関する条例（昭和57年条例第30号）新旧対照表 第4.3条関係

改正後		改正前	
鳥取市東部研修センターの設置及び管理に関する条例 昭和57年9月29日 鳥取市条例第30号		鳥取市東部研修センターの設置及び管理に関する条例 昭和57年9月29日 鳥取市条例第30号	
第1条～第13条（略） 別表（第5条関係）		第1条～第13条（略） 別表（第5条関係）	
区分	午前9時～午後1時 午後1時～午後5時 午後5時～午後9時 午後9時～午後6時 午後6時～午後9時	午前9時～午後1時 午後1時～午後5時 午後5時～午後9時 午後9時～午後6時 午後6時～午後9時	1時間を単位として使用する場合 午前9時～午後6時 午後6時～午後9時
大研修室（和室）	1,100円 2,200円 1,650円 き 270円 き 550円	1,080円 2,160円 1,620円 き 270円 き 540円	1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき
大会議室（和室）	1,100円 2,200円 1,650円 き 270円 き 550円	1,080円 2,160円 1,620円 き 270円 き 540円	1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき
小会議室	1,100円 1,650円 2,200円 き 270円 き 550円	1,080円 1,620円 2,160円 き 270円 き 540円	1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき
料理実習室	1,650円 3,300円 2,200円 き 410円 き 730円	1,620円 3,240円 2,160円 き 410円 き 720円	1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき
体育館	1,100円 2,750円 2,200円 き 410円 き 730円	1,080円 2,700円 2,160円 き 410円 き 720円	1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき
備考	1 1時間未満は、1時間とする。	備考	1 1時間未満は、1時間とする。

<p>2 営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める額(以下「基本使用料」という。)の5割増の額とする。</p> <p>3 冷暖房設備の使用料は、基本使用料の5割の額とする。</p> <p>4 体育館の照明設備の使用料は、1時間につき275円で計算して得た額とする。</p> <p>5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。</p>	<p>2 営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める額(以下「基本使用料」という。)の5割増の額とする。</p> <p>3 冷暖房設備の使用料は、基本使用料の5割の額とする。</p> <p>4 体育館の照明設備の使用料は、1時間につき270円で計算して得た額とする。</p> <p>5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。</p>
--	--

鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例（昭和59年条例第22号）新旧対照表 第44条関係

改正後		改正前	
<p>鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例</p> <p>昭和59年10月1日 鳥取市条例第22号</p> <p>第1条～第17条まで（略） 別表第1（第7条関係）</p> <p>1 鳥取市B&G海洋センター体育館等利用料金 （1）専用利用</p>		<p>鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例</p> <p>昭和59年10月1日 鳥取市条例第22号</p> <p>第1条～第17条まで（略） 別表第1（第7条関係）</p> <p>1 鳥取市B&G海洋センター体育館等利用料金 （1）専用利用</p>	
区分	時間	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
体育館	全面	1時間につき400円	1時間につき400円
	小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
	障害者等	無料	無料
	一般	1時間につき200円	1時間につき200円
競技場	全面	1時間につき100円	1時間につき100円
	小学生、中学生、高齢者		
ミーティングルーム	障害者等	無料	無料
	一般	1時間につき200円	1時間につき400円

武道館	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
		障害者等	無料	無料
備考				
1 1時間未満は、1時間とする。				
2 体育館競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。				
3 体育館競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては550円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。				
4 武道館の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては270円、半面利用の場合にあつては130円で計算して得た額とする。				
5 体育館ミーティングルームの冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。				
6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。				
7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。				

武道館	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
		障害者等	無料	無料
備考				
1 1時間未満は、1時間とする。				
2 体育館競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。				
3 体育館競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては540円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。				
4 武道館の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては270円、半面利用の場合にあつては130円で計算して得た額とする。				
5 体育館ミーティングルームの冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。				
6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。				
7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。				

8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

(2) 個人利用（略）

2 鳥取市B&G海洋センター船類利用料金（略）

別表第2（第7条関係）

1 鳥取市佐治町B&G海洋センター体育館等利用料金

区分	時間		午後5時～午後10時
	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時	
競技場	全面	一般	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円
		障害者等	無料
半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円
	小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
	障害者等	無料	無料
ミーティングルーム	1時間につき200円		1時間につき400円

備考

1 1時間未満は、1時間とする。

2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額

8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

(2) 個人利用（略）

2 鳥取市B&G海洋センター船類利用料金（略）

別表第2（第7条関係）

1 鳥取市佐治町B&G海洋センター体育館等利用料金

区分	時間		午後5時～午後10時
	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時	
競技場	全面	一般	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円
		障害者等	無料
半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円
	小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
	障害者等	無料	無料
ミーティングルーム	1時間につき200円		1時間につき400円

備考

1 1時間未満は、1時間とする。

2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額

<p>の9割の額とする。</p> <p>3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては550円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。</p> <p>4 ミーティングルームの冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。</p> <p>5 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。</p> <p>6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を利用する場合は、無料とする。</p>	<p>の9割の額とする。</p> <p>3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては540円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。</p> <p>4 ミーティングルームの冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。</p> <p>5 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。</p> <p>6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を利用する場合は、無料とする。</p>
<p>2 鳥取市佐治町B&G海洋センター・鳥取市気高町B&G海洋センター・鳥取市鹿野町B&G海洋センター利用料金(略)</p>	<p>2 鳥取市佐治町B&G海洋センター・鳥取市気高町B&G海洋センター・鳥取市鹿野町B&G海洋センター利用料金(略)</p>

鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例（平成7年条例第3号）新旧対照表 第45条関係

改正後	改正前																																								
<p>鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例 平成7年3月29日 鳥取市条例第3号</p> <p>第1条～第18条（略） 別表（第7条関係）</p> <p>1 メインスタジアム利用料金（略） 2 メインスタジアム夜間照明灯利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金（30分につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">アマチュアスポーツ</td> <td style="text-align: center;">750W</td> <td style="text-align: center;">10,120円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">500W</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200W</td> <td style="text-align: center;">2,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">アマチュアスポーツ以外</td> <td style="text-align: center;">1,500W</td> <td style="text-align: center;">33,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000W</td> <td style="text-align: center;">29,700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">750W</td> <td style="text-align: center;">28,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">500W</td> <td style="text-align: center;">26,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200W</td> <td style="text-align: center;">8,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 30分未満は、30分とする。 第3項から第5項まで（略）</p>	区分	利用料金（30分につき）	アマチュアスポーツ	750W	10,120円	500W	8,200円	200W	2,700円	アマチュアスポーツ以外	1,500W	33,000円	1,000W	29,700円	750W	28,000円	500W	26,400円	200W	8,800円	<p>鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例 平成7年3月29日 鳥取市条例第3号</p> <p>第1条～第18条（略） 別表（第7条関係）</p> <p>1 メインスタジアム利用料金（略） 2 メインスタジアム夜間照明灯利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金（30分につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">アマチュアスポーツ</td> <td style="text-align: center;">750W</td> <td style="text-align: center;">9,900円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">500W</td> <td style="text-align: center;">8,100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200W</td> <td style="text-align: center;">2,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">アマチュアスポーツ以外</td> <td style="text-align: center;">1,500W</td> <td style="text-align: center;">32,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000W</td> <td style="text-align: center;">29,100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">750W</td> <td style="text-align: center;">27,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">500W</td> <td style="text-align: center;">25,900円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200W</td> <td style="text-align: center;">8,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 30分未満は、30分とする。 第3項から第5項まで（略）</p>	区分	利用料金（30分につき）	アマチュアスポーツ	750W	9,900円	500W	8,100円	200W	2,700円	アマチュアスポーツ以外	1,500W	32,400円	1,000W	29,100円	750W	27,500円	500W	25,900円	200W	8,600円
区分	利用料金（30分につき）																																								
アマチュアスポーツ	750W	10,120円																																							
	500W	8,200円																																							
	200W	2,700円																																							
アマチュアスポーツ以外	1,500W	33,000円																																							
	1,000W	29,700円																																							
	750W	28,000円																																							
	500W	26,400円																																							
200W	8,800円																																								
区分	利用料金（30分につき）																																								
アマチュアスポーツ	750W	9,900円																																							
	500W	8,100円																																							
	200W	2,700円																																							
アマチュアスポーツ以外	1,500W	32,400円																																							
	1,000W	29,100円																																							
	750W	27,500円																																							
	500W	25,900円																																							
200W	8,600円																																								

鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例（平成12年条例第32号）新旧対照表 第46条関係

改正後		改正前																											
<p>鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例 平成12年6月13日 鳥取市条例第32号</p> <p>第1条～第21条（略） 別表第1（第17条関係） 鳥取市武道館利用料金</p>		<p>鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例 平成12年6月13日 鳥取市条例第32号</p> <p>第1条～第21条（略） 別表第1（第17条関係） 鳥取市武道館利用料金</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">柔剣道場 専用 利用</td> <td>全面</td> <td>1時間につき1,370円</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>1時間につき680円</td> </tr> <tr> <td>4分の1面</td> <td>1時間につき340円</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>一般</td> <td>1回につき150円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		利用料金	柔剣道場 専用 利用	全面	1時間につき1,370円	半面	1時間につき680円	4分の1面	1時間につき340円	個人	一般	1回につき150円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">柔剣道場 専用 利用</td> <td>全面</td> <td>1時間につき1,350円</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>1時間につき670円</td> </tr> <tr> <td>4分の1面</td> <td>1時間につき330円</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>一般</td> <td>1回につき150円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		利用料金	柔剣道場 専用 利用	全面	1時間につき1,350円	半面	1時間につき670円	4分の1面	1時間につき330円	個人	一般	1回につき150円
区分		利用料金																											
柔剣道場 専用 利用	全面	1時間につき1,370円																											
	半面	1時間につき680円																											
	4分の1面	1時間につき340円																											
個人	一般	1回につき150円																											
区分		利用料金																											
柔剣道場 専用 利用	全面	1時間につき1,350円																											
	半面	1時間につき670円																											
	4分の1面	1時間につき330円																											
個人	一般	1回につき150円																											

回数券（11回分）1,500円	回数券（11回分）1,500円
1月につき1,600円	1月につき1,600円
小学生、中学生、高齢者	小学生、中学生、高齢者
1回につき70円	1回につき70円
回数券（11回分）700円	回数券（11回分）700円
1月につき800円	1月につき800円
無料	無料
障害者等	障害者等
一般	一般
1時間につき420円	1時間につき420円
小学生、中学生、高齢者	小学生、中学生、高齢者
1時間につき210円	1時間につき210円
無料	無料
障害者等	障害者等
一般	一般
1回につき150円	1回につき150円
回数券（11回分）1,500円	回数券（11回分）1,500円
1月につき1,600円	1月につき1,600円
小学生、中学生、高齢者	小学生、中学生、高齢者
1回につき70円	1回につき70円
回数券（11回分）700円	回数券（11回分）700円
1月につき800円	1月につき800円
無料	無料
障害者等	障害者等
午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
1時間につき150円	1時間につき150円
午後5時～午後10時	午後5時～午後10時
1時間につき300円	1時間につき300円
会議室	会議室
備考	備考
1 1時間未満は、1時間とする。	1 1時間未満は、1時間とする。
2 柔剣道場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては270円、半面利用の場合にあっては130円、4分の1面利用の場合にあっては60円で計算して得た額とする。	2 柔剣道場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては270円、半面利用の場合にあっては130円、4分の1面利用の場合にあっては60円で計算して得た額とする。
3 会議室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額	3 会議室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額

回数券（11回分）1,500円	回数券（11回分）1,500円
1月につき1,600円	1月につき1,600円
小学生、中学生、高齢者	小学生、中学生、高齢者
1回につき70円	1回につき70円
回数券（11回分）700円	回数券（11回分）700円
1月につき800円	1月につき800円
無料	無料
障害者等	障害者等
一般	一般
1時間につき420円	1時間につき420円
小学生、中学生、高齢者	小学生、中学生、高齢者
1時間につき210円	1時間につき210円
無料	無料
障害者等	障害者等
一般	一般
1回につき150円	1回につき150円
回数券（11回分）1,500円	回数券（11回分）1,500円
1月につき1,600円	1月につき1,600円
小学生、中学生、高齢者	小学生、中学生、高齢者
1回につき70円	1回につき70円
回数券（11回分）700円	回数券（11回分）700円
1月につき800円	1月につき800円
無料	無料
障害者等	障害者等
午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
1時間につき150円	1時間につき150円
午後5時～午後10時	午後5時～午後10時
1時間につき300円	1時間につき300円
会議室	会議室
備考	備考
1 1時間未満は、1時間とする。	1 1時間未満は、1時間とする。
2 柔剣道場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては270円、半面利用の場合にあっては130円、4分の1面利用の場合にあっては60円で計算して得た額とする。	2 柔剣道場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては270円、半面利用の場合にあっては130円、4分の1面利用の場合にあっては60円で計算して得た額とする。
3 会議室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額	3 会議室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額

<p>(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。</p> <p>4 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>5 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>6 日曜日、土曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。以下同じ。)に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で柔剣道場又は補助道場を利用する場合は、無料とする。</p>	<p>(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。</p> <p>4 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>5 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>6 日曜日、土曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。以下同じ。)に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で柔剣道場又は補助道場を利用する場合は、無料とする。</p>
別表第2及び別表第3(略)	別表第2及び別表第3(略)

鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例（平成16年条例第120号）新旧対照表 第47条関係

改正後		改正前																																																																															
<p>鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例</p> <p>平成16年9月30日 鳥取市条例第120号</p> <p>第1条～第17条（略） 別表第1（第7条関係）</p> <p>鳥取市気高町農業者トレーニングセンター利用料金</p>		<p>鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例</p> <p>平成16年9月30日 鳥取市条例第120号</p> <p>第1条～第17条（略） 別表第1（第7条関係）</p> <p>鳥取市気高町農業者トレーニングセンター使用料</p>																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">時間</th> <th rowspan="2">午後5時～午後10時</th> </tr> <tr> <th>午前9時～正午</th> <th>正午～午後5時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">競技場</td> <td>全面</td> <td>1時間につき 360円</td> <td>1時間につき 440円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>1時間につき 180円</td> <td>1時間につき 220円</td> </tr> <tr> <td>小学生、中学生、高齢者</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>障害者等</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>1時間につき 180円</td> <td>1時間につき 200円</td> <td>1時間につき 220円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">トレーニング室</td> <td>全面</td> <td>1時間につき 90円</td> <td>1時間につき 110円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>1時間につき 100円</td> <td>1時間につき 100円</td> </tr> <tr> <td>小学生、中学生、高齢者</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>障害者等</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> <td>1時間につき 100円</td> <td>1時間につき 100円</td> <td>1時間につき 100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	時間		午後5時～午後10時	午前9時～正午	正午～午後5時	競技場	全面	1時間につき 360円	1時間につき 440円	一般	1時間につき 180円	1時間につき 220円	小学生、中学生、高齢者	無料	無料	障害者等	無料	無料	半面	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円	トレーニング室	全面	1時間につき 90円	1時間につき 110円	一般	1時間につき 100円	1時間につき 100円	小学生、中学生、高齢者	無料	無料	障害者等	無料	無料	トレーニング室	1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">時間</th> <th rowspan="2">午後5時～午後10時</th> </tr> <tr> <th>午前9時～正午</th> <th>正午～午後5時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">競技場</td> <td>全面</td> <td>1時間につき 360円</td> <td>1時間につき 440円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>1時間につき 180円</td> <td>1時間につき 220円</td> </tr> <tr> <td>小学生、中学生、高齢者</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>障害者等</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>1時間につき 180円</td> <td>1時間につき 200円</td> <td>1時間につき 220円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">トレーニング室</td> <td>全面</td> <td>1時間につき 90円</td> <td>1時間につき 110円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>1時間につき 100円</td> <td>1時間につき 100円</td> </tr> <tr> <td>小学生、中学生、高齢者</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>障害者等</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> <td>1時間につき 100円</td> <td>1時間につき 100円</td> <td>1時間につき 100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	時間		午後5時～午後10時	午前9時～正午	正午～午後5時	競技場	全面	1時間につき 360円	1時間につき 440円	一般	1時間につき 180円	1時間につき 220円	小学生、中学生、高齢者	無料	無料	障害者等	無料	無料	半面	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円	トレーニング室	全面	1時間につき 90円	1時間につき 110円	一般	1時間につき 100円	1時間につき 100円	小学生、中学生、高齢者	無料	無料	障害者等	無料	無料	トレーニング室	1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円
区分		時間			午後5時～午後10時																																																																												
	午前9時～正午	正午～午後5時																																																																															
競技場	全面	1時間につき 360円	1時間につき 440円																																																																														
	一般	1時間につき 180円	1時間につき 220円																																																																														
	小学生、中学生、高齢者	無料	無料																																																																														
	障害者等	無料	無料																																																																														
半面	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円																																																																														
トレーニング室	全面	1時間につき 90円	1時間につき 110円																																																																														
	一般	1時間につき 100円	1時間につき 100円																																																																														
	小学生、中学生、高齢者	無料	無料																																																																														
	障害者等	無料	無料																																																																														
トレーニング室	1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円																																																																														
区分	時間		午後5時～午後10時																																																																														
	午前9時～正午	正午～午後5時																																																																															
競技場	全面	1時間につき 360円	1時間につき 440円																																																																														
	一般	1時間につき 180円	1時間につき 220円																																																																														
	小学生、中学生、高齢者	無料	無料																																																																														
	障害者等	無料	無料																																																																														
半面	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円																																																																														
トレーニング室	全面	1時間につき 90円	1時間につき 110円																																																																														
	一般	1時間につき 100円	1時間につき 100円																																																																														
	小学生、中学生、高齢者	無料	無料																																																																														
	障害者等	無料	無料																																																																														
トレーニング室	1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円																																																																														

研修室	1時間につき	1時間につき	1時間につき
健康管理室	150円	300円	600円
健康管理室	1時間につき 150円	1時間につき 300円	1時間につき 600円
備考	<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては550円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。</p> <p>4 研修室及び健康管理室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。</p> <p>5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。</p> <p>6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。</p> <p>7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p>		

研修室	1時間につき	1時間につき	1時間につき
健康管理室	150円	300円	600円
健康管理室	1時間につき 150円	1時間につき 300円	1時間につき 600円
備考	<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては540円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。</p> <p>4 研修室及び健康管理室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。</p> <p>5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。</p> <p>6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。</p> <p>7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p>		

9 日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日）をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場又はトレーニング室を利用する場合は、無料とする。

別表第2（第7条関係）

鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター利用料金

1 競技場・和研修室・洋研修室・会議室・生活改善室

区分	時間		料金
	午前8時30分～午後5時	午後5時～午後10時	
競技場	全面	一般	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円
		障害者等	無料
	半面	一般	1時間につき200円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円
		障害者等	無料
和研修室（全部）			1時間につき1,000円
和研修室（一部）			1時間につき500円
洋研修室			1時間につき1,000円
会議室			1時間につき400円
生活改善室			1時間につき600円
備考			
1 1時間未満は、1時間とする。			

9 日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日）をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場又はトレーニング室を利用する場合は、無料とする。

別表第2（第7条関係）

鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター使用料

1 競技場・和研修室・洋研修室・会議室・生活改善室

区分	時間		料金
	午前8時30分～午後5時	午後5時～午後10時	
競技場	全面	一般	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円
		障害者等	無料
	半面	一般	1時間につき200円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円
		障害者等	無料
和研修室（全部）			1時間につき1,000円
和研修室（一部）			1時間につき500円
洋研修室			1時間につき1,000円
会議室			1時間につき400円
生活改善室			1時間につき600円
備考			
1 1時間未満は、1時間とする。			

<p>2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては550円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。</p> <p>4 和研修室、洋研修室、会議室及び生活改善室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>5 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。</p> <p>6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を利用する場合は、無料とする。</p>	<p>2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては540円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。</p> <p>4 和研修室、洋研修室、会議室及び生活改善室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>5 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。</p> <p>6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を利用する場合は、無料とする。</p>								
<p>2 トレーニング室（略）</p> <p>別表第3（第7条関係）</p> <p>鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター利用料金</p> <table border="1" data-bbox="1289 1137 1386 2011"> <tr> <td>区分</td> <td>時間</td> <td>午前9時～正午</td> <td>午後5時～午後10時</td> </tr> </table>	区分	時間	午前9時～正午	午後5時～午後10時	<p>2 トレーニング室（略）</p> <p>別表第3（第7条関係）</p> <p>鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター使用料</p> <table border="1" data-bbox="1289 230 1386 1108"> <tr> <td>区分</td> <td>時間</td> <td>午前9時～正午</td> <td>午後5時～午後10時</td> </tr> </table>	区分	時間	午前9時～正午	午後5時～午後10時
区分	時間	午前9時～正午	午後5時～午後10時						
区分	時間	午前9時～正午	午後5時～午後10時						

競技場	全面	一般	1時間につき	1時間につき	1時間につき
			360円	400円	440円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき	1時間につき	1時間につき
			180円	200円	220円
		障害者等	無料	無料	無料
	半面	一般	1時間につき	1時間につき	1時間につき
			180円	200円	220円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき	1時間につき	1時間につき
			90円	100円	110円
		障害者等	無料	無料	無料
	トレーニング室		1時間につき	1時間につき	1時間につき
			100円	100円	100円
備考					
1 1時間未満は、1時間とする。					
2 連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。					
3 照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては540円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。					
4 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。					
5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。					
6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 （1）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者					
競技場	全面	一般	1時間につき	1時間につき	1時間につき
			360円	400円	440円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき	1時間につき	1時間につき
			180円	200円	220円
		障害者等	無料	無料	無料
	半面	一般	1時間につき	1時間につき	1時間につき
			180円	200円	220円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき	1時間につき	1時間につき
			90円	100円	110円
		障害者等	無料	無料	無料
	トレーニング室		1時間につき	1時間につき	1時間につき
			100円	100円	100円
備考					
1 1時間未満は、1時間とする。					
2 連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。					
3 照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては550円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。					
4 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。					
5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。					
6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 （1）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者					

<p>証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で利用する場合は、無料とする。</p>	<p>証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で利用する場合は、無料とする。</p>
---	---

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例（平成16年条例第144号）新旧対照表 第48条関係

改正後		改正前																																																					
<p>鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第144号</p> <p>第1条～第17条（略） 別表第1（略） 別表第2（第4条、第6条関係）</p>		<p>鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第144号</p> <p>第1条～第17条（略） 別表第1（略） 別表第2（第4条、第6条関係）</p>																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(1泊につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天体宿泊施設</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td>セレス観測所、共有部分（居間・台所・風呂・トイレ・便所等）</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>ジュノー観測所、アストラエンジニア観測所</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>和室1</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>和室2</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>天体観測室</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>パラス観測所</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td>共有部分（居間・台所・風呂・トイレ・便所等）</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>和室1</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>和室2</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>洋室</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>天体観測室</td> <td>4,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 観測所を使用する者は、共有部分、和室1、和室2及び天体観測</p>		区分	使用料(1泊につき)	天体宿泊施設	16,500円	セレス観測所、共有部分（居間・台所・風呂・トイレ・便所等）	4,600円	ジュノー観測所、アストラエンジニア観測所	4,600円	和室1	4,600円	和室2	4,600円	天体観測室	4,600円	パラス観測所	16,500円	共有部分（居間・台所・風呂・トイレ・便所等）	4,600円	和室1	4,600円	和室2	4,600円	洋室	4,600円	天体観測室	4,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(1泊につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天体宿泊施設</td> <td>16,300円</td> </tr> <tr> <td>セレス観測所、共有部分（居間・台所・風呂・トイレ・便所等）</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>ジュノー観測所、アストラエンジニア観測所</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>和室1</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>和室2</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>天体観測室</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>パラス観測所</td> <td>16,300円</td> </tr> <tr> <td>共有部分（居間・台所・風呂・トイレ・便所等）</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>和室1</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>和室2</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>洋室</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>天体観測室</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 観測所を使用する者は、共有部分、和室1、和室2及び天体観測</p>		区分	使用料(1泊につき)	天体宿泊施設	16,300円	セレス観測所、共有部分（居間・台所・風呂・トイレ・便所等）	4,500円	ジュノー観測所、アストラエンジニア観測所	4,500円	和室1	4,500円	和室2	4,500円	天体観測室	4,500円	パラス観測所	16,300円	共有部分（居間・台所・風呂・トイレ・便所等）	4,500円	和室1	4,500円	和室2	4,500円	洋室	4,500円	天体観測室	4,500円
区分	使用料(1泊につき)																																																						
天体宿泊施設	16,500円																																																						
セレス観測所、共有部分（居間・台所・風呂・トイレ・便所等）	4,600円																																																						
ジュノー観測所、アストラエンジニア観測所	4,600円																																																						
和室1	4,600円																																																						
和室2	4,600円																																																						
天体観測室	4,600円																																																						
パラス観測所	16,500円																																																						
共有部分（居間・台所・風呂・トイレ・便所等）	4,600円																																																						
和室1	4,600円																																																						
和室2	4,600円																																																						
洋室	4,600円																																																						
天体観測室	4,600円																																																						
区分	使用料(1泊につき)																																																						
天体宿泊施設	16,300円																																																						
セレス観測所、共有部分（居間・台所・風呂・トイレ・便所等）	4,500円																																																						
ジュノー観測所、アストラエンジニア観測所	4,500円																																																						
和室1	4,500円																																																						
和室2	4,500円																																																						
天体観測室	4,500円																																																						
パラス観測所	16,300円																																																						
共有部分（居間・台所・風呂・トイレ・便所等）	4,500円																																																						
和室1	4,500円																																																						
和室2	4,500円																																																						
洋室	4,500円																																																						
天体観測室	4,500円																																																						

<p>室を使用するものとする。ただし、次の各号に定める部分の使用については、この限りでない。</p> <p>(1) 観測所を3名以下で使用する場合 和室1又は和室2のいずれか1室</p> <p>(2) 天候、機器の不具合等により天体観測室が使用できない場合 天体観測室</p> <p>2 使用料は、前項の規定により使用する部分の使用料の額を合計した額とし、別に洋室を使用する場合は、当該額に洋室の使用料を合算した額とする。</p>	<p>室を使用するものとする。ただし、次の各号に定める部分の使用については、この限りでない。</p> <p>(1) 観測所を3名以下で使用する場合 和室1又は和室2のいずれか1室</p> <p>(2) 天候、機器の不具合等により天体観測室が使用できない場合 天体観測室</p> <p>2 使用料は、前項の規定により使用する部分の使用料の額を合計した額とし、別に洋室を使用する場合は、当該額に洋室の使用料を合算した額とする。</p>
---	---

鳥取市国府町土地区画整理記念館の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第146号）新旧対照表 第49条関係

改正後		改正前	
鳥取市国府町土地区画整理記念館の設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第146号 第1条～第15条（略） 別表（第5条関係）		鳥取市国府町土地区画整理記念館の設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第146号 第1条～第15条（略） 別表（第5条関係）	
区分	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～正午5時	午前8時30分～正午5時
大会議室	5,500円	2,750円	2,700円
上記以外の室	3,300円	1,650円	1,620円
午後5時～午後10時	3,300円	3,300円	3,240円
午後5時～午後10時	3,850円	3,850円	3,780円
1時間を単位として使用する場合	1,100円	1,100円	1,080円
1時間を単位として使用する場合	770円	770円	750円

鳥取市佐治町会館の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第148号）新旧対照表 第50条関係

改正後	改正前												
<p>鳥取市佐治町会館の設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第148号</p> <p>第1条～第15条（略） 別表（第5条関係） 鳥取市佐治町こぶし会館</p> <table border="1" data-bbox="683 1122 829 2013"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>1回1室につき960円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>1回1室につき1,390円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1回の使用は、4時間以内とする。</p>	区分	金額	研修室	1回1室につき960円	上記以外	1回1室につき1,390円	<p>鳥取市佐治町会館の設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第148号</p> <p>第1条～第15条（略） 別表（第5条関係） 鳥取市佐治町こぶし会館</p> <table border="1" data-bbox="683 226 829 1122"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>1回1室につき950円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>1回1室につき1,370円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1回の使用は、4時間以内とする。</p>	区分	金額	研修室	1回1室につき950円	上記以外	1回1室につき1,370円
区分	金額												
研修室	1回1室につき960円												
上記以外	1回1室につき1,390円												
区分	金額												
研修室	1回1室につき950円												
上記以外	1回1室につき1,370円												

鳥取市気高町ロッシジ緑の郷の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第149号）新旧対照表 第51条関係

改正後		改正前																																																																																									
<p>鳥取市気高町ロッシジ緑の郷の設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第149号</p> <p>第1条～第15条（略） 別表（第5条関係）</p> <p>1 休憩料（2階部分の緑の郷を使用するもの）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">3時間以内</th> <th colspan="2">6時間以内</th> <th rowspan="2">6時間を超えるとき</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>団体</th> <th>一般</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>220円</td> <td>165円</td> <td>440円</td> <td>330円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>110円</td> <td>55円</td> <td>220円</td> <td>110円</td> <td>770円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 1時間未満は、1時間とする。 2 団体とは、20人以上とする。</p> <p>2 貸室料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">3時間以内</th> <th colspan="2">6時間以内</th> <th rowspan="2">6時間を超えるとき （6時間を超える時間1時間につき）</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>団体</th> <th>一般</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8畳</td> <td>1,100円</td> <td>770円</td> <td>1,650円</td> <td>1,100円</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>6畳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>165円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>		区分	3時間以内		6時間以内		6時間を超えるとき	一般	団体	一般	団体	大人	220円	165円	440円	330円	1,100円	小学生	110円	55円	220円	110円	770円	区分	3時間以内		6時間以内		6時間を超えるとき （6時間を超える時間1時間につき）	一般	団体	一般	団体	8畳	1,100円	770円	1,650円	1,100円	220円	6畳					165円	<p>鳥取市気高町ロッシジ緑の郷の設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第149号</p> <p>第1条～第15条（略） 別表（第5条関係）</p> <p>1 休憩料（2階部分の緑の郷を使用するもの）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">3時間以内</th> <th colspan="2">6時間以内</th> <th rowspan="2">6時間を超えるとき</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>団体</th> <th>一般</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>216円</td> <td>162円</td> <td>432円</td> <td>324円</td> <td>1,080円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>108円</td> <td>54円</td> <td>216円</td> <td>108円</td> <td>756円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 1時間未満は、1時間とする。 2 団体とは、20人以上とする。</p> <p>2 貸室料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">3時間以内</th> <th colspan="2">6時間以内</th> <th rowspan="2">6時間を超えるとき （6時間を超える時間1時間につき）</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>団体</th> <th>一般</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8畳</td> <td></td> <td></td> <td>1,080円</td> <td>1,620円</td> <td>216円</td> </tr> <tr> <td>6畳</td> <td></td> <td></td> <td>756円</td> <td>1,080円</td> <td>162円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>		区分	3時間以内		6時間以内		6時間を超えるとき	一般	団体	一般	団体	大人	216円	162円	432円	324円	1,080円	小学生	108円	54円	216円	108円	756円	区分	3時間以内		6時間以内		6時間を超えるとき （6時間を超える時間1時間につき）	一般	団体	一般	団体	8畳			1,080円	1,620円	216円	6畳			756円	1,080円	162円
区分	3時間以内		6時間以内		6時間を超えるとき																																																																																						
	一般	団体	一般	団体																																																																																							
大人	220円	165円	440円	330円	1,100円																																																																																						
小学生	110円	55円	220円	110円	770円																																																																																						
区分	3時間以内		6時間以内		6時間を超えるとき （6時間を超える時間1時間につき）																																																																																						
	一般	団体	一般	団体																																																																																							
8畳	1,100円	770円	1,650円	1,100円	220円																																																																																						
6畳					165円																																																																																						
区分	3時間以内		6時間以内		6時間を超えるとき																																																																																						
	一般	団体	一般	団体																																																																																							
大人	216円	162円	432円	324円	1,080円																																																																																						
小学生	108円	54円	216円	108円	756円																																																																																						
区分	3時間以内		6時間以内		6時間を超えるとき （6時間を超える時間1時間につき）																																																																																						
	一般	団体	一般	団体																																																																																							
8畳			1,080円	1,620円	216円																																																																																						
6畳			756円	1,080円	162円																																																																																						

<p>1 1 時間未満は、1 時間とする。</p> <p>2 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の 5 割増の額とする。</p>	<p>1 1 時間未満は、1 時間とする。</p> <p>2 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の 5 割増の額とする。</p>
--	--

鳥取市さじコスモスの館の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第215号）新旧対照表 第52条関係

改正後		改正前																																							
<p>鳥取市さじコスモスの館の設置及び管理に関する条例 平成16年10月19日 鳥取市条例第215号</p> <p>第1条～第15条（略） 別表（第7条関係）</p> <p>1 宿泊料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">金額（1人1泊につき）</th> </tr> <tr> <th>1人利用の場合</th> <th>2人利用の場合</th> <th>3人以上利用の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本館和室 大人（中学生以上）</td> <td>5,700円</td> <td>5,300円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>本館洋室 大人（中学生以上）</td> <td>7,200円</td> <td>6,700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別館和室 大人（中学生以上）</td> <td>6,700円</td> <td>6,200円</td> <td>5,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 小学生が利用する場合の宿泊料は、この表に定める額から200円を減じた額とする。 2 小学生未満の者が利用する場合の宿泊料は、1人1泊につき2,000円とする。 3 金曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律</p>		区分	金額（1人1泊につき）			1人利用の場合	2人利用の場合	3人以上利用の場合	本館和室 大人（中学生以上）	5,700円	5,300円	5,000円	本館洋室 大人（中学生以上）	7,200円	6,700円		別館和室 大人（中学生以上）	6,700円	6,200円	5,700円	<p>鳥取市さじコスモスの館の設置及び管理に関する条例 平成16年10月19日 鳥取市条例第215号</p> <p>第1条～第15条（略） 別表（第7条関係）</p> <p>1 宿泊料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">金額（1人1泊につき）</th> </tr> <tr> <th>1人利用の場合</th> <th>2人利用の場合</th> <th>3人以上利用の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本館和室 大人（中学生以上）</td> <td>5,600円</td> <td>5,200円</td> <td>4,900円</td> </tr> <tr> <td>本館洋室 大人（中学生以上）</td> <td>7,100円</td> <td>6,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別館和室 大人（中学生以上）</td> <td>6,500円</td> <td>6,100円</td> <td>5,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 小学生が利用する場合の宿泊料は、この表に定める額から200円を減じた額とする。 2 小学生未満の者が利用する場合の宿泊料は、1人1泊につき2,000円とする。 3 金曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律</p>		区分	金額（1人1泊につき）			1人利用の場合	2人利用の場合	3人以上利用の場合	本館和室 大人（中学生以上）	5,600円	5,200円	4,900円	本館洋室 大人（中学生以上）	7,100円	6,500円		別館和室 大人（中学生以上）	6,500円	6,100円	5,600円
区分	金額（1人1泊につき）																																								
	1人利用の場合	2人利用の場合	3人以上利用の場合																																						
本館和室 大人（中学生以上）	5,700円	5,300円	5,000円																																						
本館洋室 大人（中学生以上）	7,200円	6,700円																																							
別館和室 大人（中学生以上）	6,700円	6,200円	5,700円																																						
区分	金額（1人1泊につき）																																								
	1人利用の場合	2人利用の場合	3人以上利用の場合																																						
本館和室 大人（中学生以上）	5,600円	5,200円	4,900円																																						
本館洋室 大人（中学生以上）	7,100円	6,500円																																							
別館和室 大人（中学生以上）	6,500円	6,100円	5,600円																																						

第178号)に規定する休日の前日並びに7月20日から8月11日まで及び8月17日から8月31日までの日に宿泊する場合(次項に定める場合を除く。)は、500円を加算する。	
4 4月29日から5月5日まで、8月12日から8月16日まで、12月30日、12月31日及び翌年の1月1日から1月3日までの日に宿泊する場合は、1,000円を加算する。	
5 団体で利用する場合(15人以上で利用する場合)の宿泊料は、1室4人以上の利用の場合に限り、1人1泊につき4,500円とする。	
6 小学生、中学生又は高校生が団体で利用する場合(15人以上で利用する場合)の宿泊料金は、1室4人以上の利用の場合に限り、1人1泊につき3,900円とする。	
7 宿泊者の利用時間は、午後4時から翌日の午前10時までとする。	
第2項(略)	
3 木工体験施設利用料	
区分	金額
木工体験施設	1時間につき2,100円
備考 1時間未満は、1時間とする。	

第178号)に規定する休日の前日並びに7月20日から8月11日まで及び8月17日から8月31日までの日に宿泊する場合(次項に定める場合を除く。)は、500円を加算する。	
4 4月29日から5月5日まで、8月12日から8月16日まで、12月30日、12月31日及び翌年の1月1日から1月3日までの日に宿泊する場合は、1,000円を加算する。	
5 団体で利用する場合(15人以上で利用する場合)の宿泊料は、1室4人以上の利用の場合に限り、1人1泊につき4,600円とする。	
6 小学生、中学生又は高校生が団体で利用する場合(15人以上で利用する場合)の宿泊料金は、1室4人以上の利用の場合に限り、1人1泊につき4,000円とする。	
7 宿泊者の利用時間は、午後4時から翌日の午前10時までとする。	
第2項(略)	
3 木工体験施設利用料	
区分	金額
木工体験施設	1時間につき2,200円
備考 1時間未満は、1時間とする。	

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例（平成18年条例第3号）新旧対照表 第53条関係

改正後	改正前																																
<p>鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例 平成18年3月27日 鳥取市条例第3号</p> <p>第1条～第22条（略） 別表第1（第11条関係） 生涯学習センター利用料金</p> <table border="1" data-bbox="683 1120 1069 2011"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室1</td> <td>1時間につき390円</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>1時間につき410円</td> </tr> <tr> <td>会議室3</td> <td>1時間につき350円</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>1時間につき1,870円</td> </tr> <tr> <td>託児室</td> <td>1時間につき300円</td> </tr> <tr> <td>展示ホール</td> <td>1時間につき2,050円</td> </tr> <tr> <td>文化活動ブース</td> <td>1月につき10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1時間未満は、1時間とする。 2 営利目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額（以下この表において「基本利用料金」という。）の10割増の額とする。 3 展示ホールを準備のために利用する場合の利用料金は、基本利用料金の5割の額とする。 4 冷房設備の利用は基本利用料金の5割の額、暖房設備の利用料金は 	区分	金額	会議室1	1時間につき390円	会議室2	1時間につき410円	会議室3	1時間につき350円	大会議室	1時間につき1,870円	託児室	1時間につき300円	展示ホール	1時間につき2,050円	文化活動ブース	1月につき10,000円	<p>鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例 平成18年3月27日 鳥取市条例第3号</p> <p>第1条～第22条（略） 別表第1（第11条関係） 生涯学習センター利用料金</p> <table border="1" data-bbox="683 224 1069 1120"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室1</td> <td>1時間につき380円</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>1時間につき410円</td> </tr> <tr> <td>会議室3</td> <td>1時間につき340円</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>1時間につき1,830円</td> </tr> <tr> <td>託児室</td> <td>1時間につき300円</td> </tr> <tr> <td>展示ホール</td> <td>1時間につき2,010円</td> </tr> <tr> <td>文化活動ブース</td> <td>1月につき10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1時間未満は、1時間とする。 2 営利目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額（以下この表において「基本利用料金」という。）の10割増の額とする。 3 展示ホールを準備のために利用する場合の利用料金は、基本利用料金の5割の額とする。 4 冷房設備の利用は基本利用料金の5割の額、暖房設備の利用料金は 	区分	金額	会議室1	1時間につき380円	会議室2	1時間につき410円	会議室3	1時間につき340円	大会議室	1時間につき1,830円	託児室	1時間につき300円	展示ホール	1時間につき2,010円	文化活動ブース	1月につき10,000円
区分	金額																																
会議室1	1時間につき390円																																
会議室2	1時間につき410円																																
会議室3	1時間につき350円																																
大会議室	1時間につき1,870円																																
託児室	1時間につき300円																																
展示ホール	1時間につき2,050円																																
文化活動ブース	1月につき10,000円																																
区分	金額																																
会議室1	1時間につき380円																																
会議室2	1時間につき410円																																
会議室3	1時間につき340円																																
大会議室	1時間につき1,830円																																
託児室	1時間につき300円																																
展示ホール	1時間につき2,010円																																
文化活動ブース	1月につき10,000円																																

基本利用料金の6割の額とする。

- 5 文化活動ブースの利用期間が1月に満たない場合又はその期間に1月未満の端数がある場合は、日割り計算で算出した額とする。
- 6 附属設備等の利用料金は、別に規則で定める額とする。
- 7 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

別表第2（第11条関係）

1 文化ホール ホール利用料金

区分	時間	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時	午前9時 ～午後5時	午後1時 ～午後10時	午前9時 ～午後10時
A	平日	4,400円	8,800円	12,100円	13,200円	20,900円	25,300円
	土曜日	5,500円	9,900円	14,300円	15,400円	24,200円	29,700円
	日曜日						
	日・休日						
B	平日	6,600円	12,100円	15,400円	18,700円	26,400円	33,000円
	土曜日	7,700円	14,300円	17,600円	22,000円	31,900円	39,600円
	日曜日						
	日・休日						
C	平日	11,000円	18,700円	24,200円	28,600円	41,800円	51,700円
	土曜日	13,200円	22,000円	29,700円	33,000円	51,700円	61,600円
	日曜日						
	日・休日						

備考

基本利用料金の6割の額とする。

- 5 文化活動ブースの利用期間が1月に満たない場合又はその期間に1月未満の端数がある場合は、日割り計算で算出した額とする。
- 6 附属設備等の利用料金は、別に規則で定める額とする。
- 7 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

別表第2（第11条関係）

1 文化ホール ホール利用料金

区分	時間	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時	午前9時 ～午後5時	午後1時 ～午後10時	午前9時 ～午後10時
A	平日	4,320円	8,640円	11,880円	12,960円	20,520円	24,840円
	土曜日	5,400円	9,720円	14,040円	15,120円	23,760円	29,160円
	日曜日						
	日・休日						
B	平日	6,480円	11,880円	15,120円	18,360円	25,920円	32,400円
	土曜日	7,560円	14,040円	17,280円	21,600円	31,320円	38,880円
	日曜日						
	日・休日						
C	平日	10,800円	18,360円	23,760円	28,080円	41,040円	50,760円
	土曜日	12,960円	21,600円	29,160円	32,400円	50,760円	60,480円
	日曜日						
	日・休日						

備考

- 1 ホールの利用料金は、ホワイエ及び出演者控室の利用分を含むものとする。ただし、ホワイエのみを使用する場合は出演者控室のみを利用する場合は利用料金は、次項の表に定める額とする。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 「A」とは、営利目的以外で入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合を、「B」とは、営利目的以外で入場料等を徴収する場合を、「C」とは、営利目的で利用する場合をいう。
- 4 営利目的で利用する場合において、利用者が入場料等を徴収する場合の利用料金は、この表に定める額（以下この表において「基本利用料金」という。）に次の割合を乗じて得た額を当該基本利用料金に加算した額とする。
 - (1) 入場料等が500円以上2,000円未満 3割
 - (2) 入場料等が2,000円以上 5割
- 5 午前9時から午後10時までの間において、利用許可時間を繰り上げ、又は延長して使用する場合の利用料金は、1時間（30分以上1時間未満は、1時間とする。以下この表において同じ。）につき、その直前又はその直後の基本利用料金の1時間当たりの利用料金の3割増の額とする。
- 6 午前9時以前に繰り上げて利用する場合の利用料金は、1時間につき、基本利用料金（午前9時～正午）の5割の額とし、午後10時以後に延長して利用する場合の利用料金は、1時間につき、基本利用料金（午後6時～午後10時）の5割の額とする。

- 1 ホールの利用料金は、ホワイエ及び出演者控室の利用分を含むものとする。ただし、ホワイエのみを使用する場合は出演者控室のみを利用する場合は利用料金は、次項の表に定める額とする。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 「A」とは、営利目的以外で入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合を、「B」とは、営利目的以外で入場料等を徴収する場合を、「C」とは、営利目的で利用する場合をいう。
- 4 営利目的で利用する場合において、利用者が入場料等を徴収する場合の利用料金は、この表に定める額（以下この表において「基本利用料金」という。）に次の割合を乗じて得た額を当該基本利用料金に加算した額とする。
 - (1) 入場料等が500円以上2,000円未満 3割
 - (2) 入場料等が2,000円以上 5割
- 5 午前9時から午後10時までの間において、利用許可時間を繰り上げ、又は延長して使用する場合の利用料金は、1時間（30分以上1時間未満は、1時間とする。以下この表において同じ。）につき、その直前又はその直後の基本利用料金の1時間当たりの利用料金の3割増の額とする。
- 6 午前9時以前に繰り上げて利用する場合の利用料金は、1時間につき、基本利用料金（午前9時～正午）の5割の額とし、午後10時以後に延長して利用する場合の利用料金は、1時間につき、基本利用料金（午後6時～午後10時）の5割の額とする。

- 7 練習又は準備等のため舞台のみを利用する場合の利用料金は、基本利用料金の5割の額とする。
- 8 附属設備等の利用料金は、別に規則で定める額とする。
- 9 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

2 文化ホール 練習室等利用料金

区分	午前9時~正午	午後1時~午後5時	午後6時~午後10時	午前9時~午後5時	午後1時~午後10時	午前9時~午後10時	1時間を単位として利用する場合	
							午前9時~午後6時	午後6時~午後10時
練習室 (1)	1,620円	2,160円	2,700円	3,670円	4,750円	6,260円	1時間につき	540円
練習室 (2)	1,180円	1,620円	2,050円	2,700円	3,560円	4,750円	1時間につき	400円
練習室 (3)	640円	750円	1,080円	1,290円	1,720円	2,370円	1時間につき	220円
出演者控室	430円	540円	640円	860円	1,080円	1,510円	1時間につき	270円

- 7 練習又は準備等のため舞台のみを利用する場合の利用料金は、基本利用料金の5割の額とする。
- 8 附属設備等の利用料金は、別に規則で定める額とする。
- 9 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

2 文化ホール 練習室等利用料金

区分	午前9時~正午	午後1時~午後5時	午後6時~午後10時	午前9時~午後5時	午後1時~午後10時	午前9時~午後10時	1時間を単位として利用する場合	
							午前9時~午後6時	午後6時~午後10時
練習室 (1)	1,650円	2,200円	2,750円	3,740円	4,840円	6,380円	1時間につき	550円
練習室 (2)	1,210円	1,650円	2,090円	2,750円	3,630円	4,840円	1時間につき	400円
練習室 (3)	660円	770円	1,100円	1,320円	1,760円	2,420円	1時間につき	220円
出演者控室	440円	550円	660円	880円	1,100円	1,540円	1時間につき	270円

議案第 2 号

財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償で貸し付けるものとする。

平成 3 1 年 1 月 2 5 日提出

鳥取市教育委員会
教育長 尾 室 高 志

- 1 無償貸付けの目的 旧湖南中学校校舎を利活用し地域の活性化を図るため
- 2 無償貸付けする財産の表示
 - (1) 種 別 建物
 - (2) 所 在 地 鳥取市吉岡温泉町 7 8 9 番地 1
 - (3) 構造及び棟数 鉄筋コンクリート造三階建 1 棟の内 1 室
 - (4) 延 面 積 9 9 . 6 8 4 m²
- 3 無償貸付けの相手方 鳥取市相生町 2 丁目 1 1 0 - 2
和紙おりがみ Sada 工房
代表 貞谷 隆子

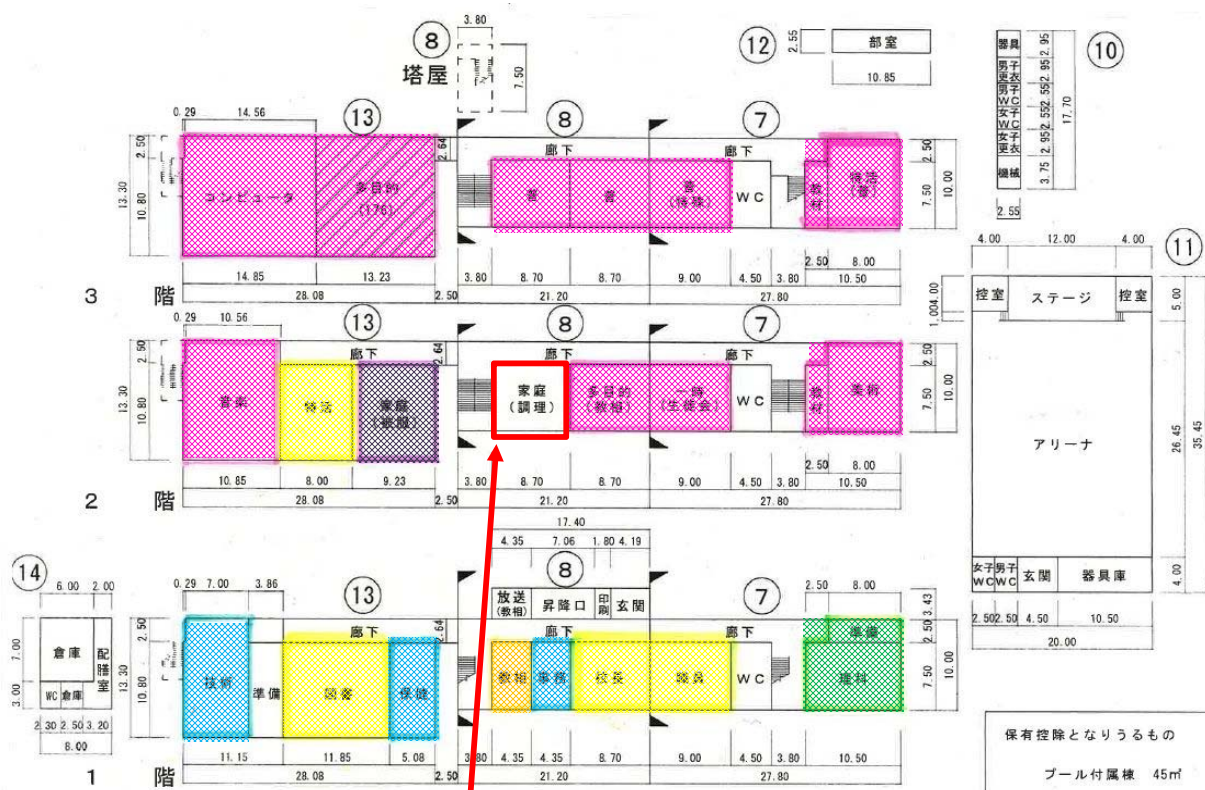
提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により議決を得るためである。

旧湖南中学校 校舎利用状況

1月定例教育委員会 資料	
年月日	平成31年1月25日
担当課	教育総務課

No.	利用団体名	利用箇所	貸付契約期間	備考
1	創造の樹	1F技術室・1F保健室・1F事務室	平成28年4月1日～平成33年3月31日	図面 青
2	銘木工房 ゆら木	1F理科室・1F理科準備室	平成29年12月1日～平成31年3月31日	図面 緑
3	湖南地区公民館 湖南地区まちづくり協議会	1F職員室・1F校長室・1F図書室・2F特別活動室	平成29年5月1日～平成34年3月31日	図面 黄
4	アトリエ イオラス	1F相談室	平成28年4月1日～平成31年3月31日	図面 橙
5	吉田たすく手織工房	1F被服室	平成28年4月1日～平成31年3月31日	図面 紫
6	鳥取県埋蔵文化財センター	2F美術室・2F教材室・2F生徒会室・2F多目的室・2F音楽室・3F特別活動室・3F教材室・3F普通教室(3室)・3F多目的室・3Fコンピュータ室	平成30年4月1日～平成35年3月31日	図面 ピンク



和紙おりがみSada工房 貸付予定教室

議案第3号

平成31年度鳥取市一般会計当初予算について

平成31年度鳥取市教育委員会の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,212,270千円と定める。

2 歳入歳出予算の該当区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年1月25日提出

鳥取市教育委員会
教育長 尾室高志

1月定例教育委員会資料		
年月日	平成31年1月25日	
担当課	教育委員会 各課	

第1表歳入歳出予算

単位:千円

No	事業名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
1	教育委員報酬	教育総務課	2,712	2,712	0	0	0	0	2,712	
2	教育委員会運営費	教育総務課	295	295	0	0	0	0	295	
3	全国都市教育長協議会負担金	教育総務課	65	65	0	0	0	0	65	
4	鳥取県市町村教育委員会研究協議会負担金	教育総務課	138	139	1	0	0	0	139	
5	中国地区都市教育長会負担金	教育総務課	5	5	0	0	0	0	5	
6	教育委員会負担金	教育総務課	0	4	4	0	0	0	4	
7	職員費(教育総務課、学校教育課)	教育総務課	358,328	322,826	△ 35,502	0	0	0	322,826	
8	事務局運営費(教育総務課)	教育総務課	1,290	1,040	△ 250	0	0	0	1,040	
9	事務局経費	教育総務課	539	347	△ 192	0	0	0	347	
10	職員費(特別職)	教育総務課	14,432	14,471	39	0	0	0	14,471	
11	市立学校基金積立金	教育総務課	84	84	0	0	84	0	0	
12	鳥取市グローバル人材育成事業費	教育総務課	7,482	8,737	1,255	0	0	8,737	0	公募により選考した市内の中学生を英語圏域に派遣し、学校訪問やホームステイを通して多様な文化と歴史に触れる短期研修(5日)経費。 * その他財源は、参加費 1,400千円(70千円×20人)ふるさと納税基金 7,337千円
13	特色ある小中9年教育支援事業費	教育総務課	0	4,373	4,373	0	0	0	4,373	江山地区義務教育学校のH32年4月開校に向けた、教育ビジョンの策定、校名、校歌等選考における開校準備に係る経費
14	校区審議会運営事業費	教育総務課	487	1,045	558	0	0	0	1,045	
15	小学校嘱託員報酬等	教育総務課	78,434	78,397	△ 37	0	0	0	78,397	
16	学校警備費(小学校)	教育総務課	1,115	1,118	3	0	0	0	1,118	
17	通信費(小学校)	教育総務課	11,070	11,281	211	0	0	300	10,981	
18	光熱水費(小学校)	教育総務課	153,070	186,015	32,945	0	0	391	185,624	
19	学校維持補修費(小学校・通常)	教育総務課	58,745	60,491	1,746	0	0	10,522	49,969	

No	事業名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳			事業概要	
						国・県	地方債	その他 一般財源		
20	学校維持補修費(小学校・大規模)	教育総務課	52,104	168,255	116,151	0	154,400	0	小学校の大規模改修に取り組む経費 ・岩倉小学校普通教室壁設置・エアコン整備工事(18教室に間仕切り壁設置)146,791千円(H31年度完成予定) ・浜村小学校プール修繕 10,961千円(H31年度完成予定) *H30.6月補正 258,850千円計上	
21	一般管理事務費(小学校)	教育総務課	5,507	6,554	1,047	0	0	0	6,554	
22	学校管理経費(小学校)	教育総務課	104,710	116,197	11,487	0	0	0	116,197	
23	通学路除雪用小型除雪機管理費(小学校)	教育総務課	2,030	1,974	△ 56	0	0	0	1,974	
24	教材費(教育総務課・小学校)	教育総務課	70,392	70,746	354	0	0	0	70,746	
25	理科教育等設備整備費	教育総務課	2,250	2,250	0	1,125	0	0	1,125	
26	理科設備少額設備整備事業費	教育総務課	1,502	1,472	△ 30	0	0	0	1,472	
27	学校図書購入費(小学校)	教育総務課	13,532	13,532	0	0	0	13,532	0	
28	特別教室備品整備費(小学校)	教育総務課	1,000	1,000	0	0	0	0	1,000	
29	音楽機器管理費	教育総務課	476	515	39	0	0	0	515	
30	大規模改造事業費(小学校)	教育総務課	171,738	442,027	270,289	34,764	365,600	0	41,663	老朽化、学校統合による、小学校大規模改築、長寿命化に取り組む経費 ①久松小学校校舎改修工事(教室棟、管理棟) 401,356千円(H31年度完成予定) ②江山地区校舎統合設計等業務 40,661千円(H34年度完成予定)
31	小学校増改築事業費	教育総務課	44,146	582,005	537,859	84,625	468,300	0	29,080	児童数増に伴い小学校の増改築を行う経費 ①修立小学校校舎増築工事(S造2階建 6教室) 260,230千円(H31年度完成予定) ②浜坂小学校屋内運動場改築工事、校舎増改築設計、土地造成工事 321,775千円(H33年度完成予定) *H30.6月補正 231,362千円計上
32	中学校嘱託員報酬等	教育総務課	26,556	26,652	96	0	0	0	26,652	
33	学校整備費(中学校)	教育総務課	420	422	2	0	0	0	422	
34	通信費(中学校)	教育総務課	6,345	6,469	124	0	0	300	6,169	
35	光熱水費(中学校)	教育総務課	91,181	98,038	6,857	0	0	198	97,840	

【一般会計】

No	事業名	所属名	前年度 当初額	当初予算 要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
36	学校維持補修費(中学校・通常)	教育総務課	23,510	29,346	5,836	0	0	5,051	24,295	
37	一般管理事務費(中学校)	教育総務課	2,316	1,700	△ 616	0	0	0	1,700	
38	学校管理経費(中学校)	教育総務課	32,278	34,835	2,557	0	0	0	34,835	
39	通学路除雪用小型除雪機管理 費(中学校)	教育総務課	155	155	0	0	0	0	155	
40	教材費(教育総務課・中学校)	教育総務課	44,813	43,713	△ 1,100	0	0	0	43,713	
41	理科教育等設備整備費	教育総務課	1,800	1,800	0	900	0	0	900	
42	理科設備少額設備整備事業費	教育総務課	662	670	8	0	0	0	670	
43	学校図書購入費	教育総務課	11,490	11,490	0	0	11,490	0	0	
44	特別教室備品整備費	教育総務課	500	500	0	0	0	0	500	
45	吹奏楽楽器修繕費	教育総務課	850	900	50	0	0	0	900	
46	中学校増改築事業費	教育総務課	142,700	990,073	847,373	83,225	762,800	0	144,048	生徒数増に伴い中学校の増改築を行う経費 ①南中学校校舎増改築工事 791,447千円(H33年度 完成予定) ②南中学校武道場改築工事 198,626千円(H31年度 完成予定) *H30.6月補正 78,893千円計上
47	旧河原幼稚園舎管理経費	教育総務課	363	363	0	0	0	207	156	
48	放課後児童対策事業費	学校教育課	434,880	501,679	66,799	377,547	0	3	124,129	放課後児童クラブの運営経費 69クラブ(新規4 分割3) *その他財源は、施設使用料
49	放課後児童施設安全対策事業 費	学校教育課	577	577	0	0	0	0	577	
50	指導主事費(学校教育課)	学校教育課	10,351	10,719	368	0	0	0	10,719	
51	事務局運営費(学校教育課)	学校教育課	8,843	15,078	6,235	0	0	0	15,078	
52	特別支援学級体験教室事業費	学校教育課	206	2,317	2,111	0	0	1	2,316	特別支援学級児童生徒が行う体験学習にかかる経費 (体験先:鹿野町・佐治町そば打ち、砂の美術館 21校465人参加) *その他財源は、基金繰入金
53	姫路市鳥取市中学生交流事業 費	学校教育課	1,640	442	△ 1,198	0	0	0	442	
54	教育支援委員会運営費	学校教育課	95	157	62	0	0	40	117	
55	生徒指導専任相談員事業費	学校教育課	22,107	21,442	△ 665	0	0	0	21,442	

【一般会計】

No	事業名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳			事業概要
						国・県	地方債	その他	
56	不登校対策事業費	学校教育課	729	296	△ 433	0	0	0	296
57	語学指導等外国青年招致事業費	学校教育課	67,708	67,741	33	0	0	0	67,741
58	中学校文化連盟補助費	学校教育課	435	435	0	0	0	0	435
59	児童生徒表彰事業費	学校教育課	39	39	0	0	0	0	39
60	小学校外国語活動人材支援事業費	学校教育課	4,116	5,168	1,052	0	0	0	5,168
61	防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業費	学校教育課	0	2,037	2,037	1,647	0	0	390
62	学校図書館活用推進事業費	学校教育課	105,043	104,969	△ 74	0	0	0	104,969
63	教育活動奨励事業費	学校教育課	6,428	6,429	1	0	0	0	6,429
64	校務支援事業費	学校教育課	11,913	12,233	320	0	0	0	12,233
65	地域で学ぶ職場体験活動事業費	学校教育課	1,967	1,965	△ 2	0	0	0	1,965
66	外国人児童生徒編入学支援事業費	学校教育課	1,800	1,950	150	0	0	0	1,950
67	聴覚に障がいのある児童生徒の学習支援事業費	学校教育課	100	100	0	0	0	0	100
68	自立と創造の学校づくり推進事業費	学校教育課	18,334	21,688	3,354	0	0	19,763	1,925
69	特色ある中学校区創造事業費	学校教育課	3,560	3,640	80	0	0	3,560	80
70	未来のとっとり教育創造事業費	学校教育課	1,939	3,424	1,485	361	0	0	3,063
71	少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業費	学校教育課	806	635	△ 171	635	0	0	0
72	小規模校転入制度推進費	学校教育課	378	499	121	0	0	0	499

No	事業名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
73	植式学級対策事業費	学校教育課	53,270	35,074	△ 18,196	0	0	0	35,074	
74	「こころの劇場」開催支援事業費	学校教育課	330	320	△ 10	0	0	0	320	
75	教職員研修運営事業費	学校教育課	15,457	16,630	1,173	0	0	0	16,630	
76	県部地区教科用図書採択協議会負担金	学校教育課	36	115	79	0	0	0	115	
77	学力向上推進事業費	学校教育課	5,640	8,942	3,302	0	6,740	2,202		児童生徒の基礎学力の定着と学力向上に向けて取り組む経費 ①基礎学力定着支援(小44校、中18校) ②ICT教育支援(支援員1人配置) ③算数・数学実践推進(小17校、中5校) *その他財源は、ふるさと納税基金
78	特別支援学級教育振興基金積立金	学校教育課	1	1	0	0	1	0	0	
79	教育センター運営事業費	学校教育課	22,744	19,867	△ 2,877	0	1,715	18,152		
80	特別支援教育支援員配置事業費	学校教育課	96,615	96,130	△ 485	0	0	96,130		
81	スクールソーシャルワーカー活用事業費	学校教育課	8,300	11,063	2,763	3,687	0	7,376		
82	医療的ケアのための看護師派遣事業費	学校教育課	0	756	756	252	0	504		
83	郡山市鳥取市小学生交流事業費	学校教育課	1,860	2,000	140	0	0	2,000		
84	中山間地域ふるさと体験活動支援事業費	学校教育課	8,811	14,311	5,500	4,769	9,500	42		市内の小学生在佐治町内に宿泊し農山村の生活体験を行う経費【参加校:17校】
85	「地域の宝」研究事業費	学校教育課	650	650	0	650	0	0	0	
86	道徳教育実践研究事業費	学校教育課	1,350	1,350	0	1,350	0	0	0	
87	地域で育む学校支援ボランティア事業費	学校教育課	3,645	2,205	△ 1,440	2,205	0	0	0	
88	学校管理事務費(小学校)	学校教育課	24,456	34,157	9,701	0	0	34,157		
89	教科指導費	学校教育課	10,578	339	△ 10,239	0	0	339		
90	教育研究活動委託事業費	学校教育課	919	1,025	106	0	0	1,025		
91	補助教材費	学校教育課	148,050	146,970	△ 1,080	0	146,970	0	0	
92	教育用コンピュータ活用事業費	学校教育課	77,588	105,312	27,724	0	0	105,312		
93	小学校3～6年生における35人学級実施事業費	学校教育課	40,000	44,000	4,000	0	0	44,000		
94	学校管理事務費(中学校)	学校教育課	11,355	15,030	3,675	0	0	15,030		
95	教科指導費	学校教育課	2,620	5,148	2,528	0	0	5,148		
96	教育研究活動委託事業費	学校教育課	853	755	△ 98	0	0	755		
97	補助教材費	学校教育課	96,920	96,060	△ 860	0	96,060	0	0	

No	事業名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳			事業概要	
						国・県	地方債	その他		一般財源
98	教育用コンピュータ活用事業費	学校教育課	31,162	36,014	4,852	0	0	0	36,014	ICT教育を推進するため中学校の教育用コンピュータ導入等に係る経費
99	部活動推進事業費	学校教育課	9,115	10,184	1,069	6,370	0	0	3,814	
100	中学校2・3年生における35人学級実施事業費	学校教育課	20,000	18,000	△ 2,000	0	0	0	18,000	
101	放課後子ども教室推進事業費(学校教育課)	学校教育課	7,475	10,372	2,897	3,402	0	0	6,970	
102	人権教育推進費(人権教育研究推進事業)	学校教育課	900	898	△ 2	898	0	0	0	
103	人権教育推進費(いじめ防止教育推進事業)	学校教育課	750	336	△ 414	0	0	0	336	
104	人権教育推進費(携帯インターネット教育啓発推進事業)	学校教育課	300	300	0	0	0	0	300	
105	事務局運営費(学校保健給食課)	学校保健給食課	2,044	2,075	31	0	0	0	2,075	
106	奨学資金貸付金	学校保健給食課	108	108	0	0	0	0	108	
107	教育福祉振興基金奨励事業費	学校保健給食課	320	320	0	0	0	320	0	
108	教育福祉振興基金積立金	学校保健給食課	24	8	△ 16	0	0	8	0	
109	遠距離通学費補助金(小学校)	学校保健給食課	16,028	14,921	△ 1,107	0	0	0	14,921	
110	遠距離通学費補助金(中学校)	学校保健給食課	12,257	10,769	△ 1,488	0	0	0	10,769	
111	要保護・準要保護児童就学援助費(小学校)	学校保健給食課	32,340	32,079	△ 261	613	0	0	31,466	
112	要保護・準要保護児童就学援助費(中学校)	学校保健給食課	46,867	45,647	△ 1,220	983	0	0	44,664	
113	特別支援学級教育就学奨励費(小学校)	学校保健給食課	4,562	5,281	719	2,640	0	0	2,641	
114	特別支援学級教育就学奨励費(中学校)	学校保健給食課	2,548	3,854	1,306	1,927	0	0	1,927	
115	通学用ヘルメット購入補助金	学校保健給食課	479	461	△ 18	0	0	0	461	
116	学校医報酬等	学校保健給食課	32,770	33,939	1,169	0	0	0	33,939	
117	衛生管理費	学校保健給食課	41,674	42,497	823	0	0	0	42,497	
118	日本スポーツ振興センター負担金	学校保健給食課	13,891	13,667	△ 224	0	0	5,798	7,869	
119	学校保健医療扶助費	学校保健給食課	2,310	2,466	156	652	0	0	1,814	
120	職員費(学校保健給食課)	学校保健給食課	50,771	72,331	21,560	0	0	0	72,331	
121	給食配送委託費	学校保健給食課	69,488	70,307	819	0	0	5,288	65,019	
122	給食調理委託費	学校保健給食課	425,596	430,263	4,667	0	0	3,602	426,661	
123	準要保護児童・生徒給食扶助費(小学校)	学校保健給食課	42,350	41,531	△ 819	38	0	0	41,493	
124	準要保護児童・生徒給食扶助費(中学校)	学校保健給食課	29,110	27,452	△ 1,658	88	0	0	27,364	
125	光熱水費(学校給食センター)	学校保健給食課	93,533	102,802	9,269	0	0	1,236	101,566	
126	給食センター警備費	学校保健給食課	236	418	182	0	0	0	418	

【一般会計】

No	事業名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳			事業概要	
						国・県	地方債	その他		一般財源
127	一般管理費(学校給食センター)	学校保健給食課	60,833	67,122	6,289	0	0	924	①給食センター8施設の運営管理費 66,991千円 ②平成20年度に策定した「鳥取市の学校給食の基本構想」の改訂を行う検討委員謝金等経費 131千円 *その他財源は、学校給食負担金(県立学校分)	
128	研修費(学校給食)	学校保健給食課	250	186	△ 64	0	0	0	186	
129	学校給食食物アレルギー対策事業費	学校保健給食課	122	393	271	0	0	0	393	
130	備品整備(学校給食センター)	学校保健給食課	33,534	91,590	58,056	0	61,900	14	29,676	給食センターの大型備品更新に係る経費 ①スチームコンベクション(第二)、ポイラー(気高)、各センター調理機器備品 38,000千円 ②洗浄室エアコン(第一、第二、湖東)53,590千円 *その他財源は、学校給食負担金(県立学校分)
131	学校給食未納対策費	学校保健給食課	2,373	2,448	75	0	0	500	1,948	
132	学校給食運営事業費	学校保健給食課	942,809	936,832	△ 5,977	0	0	909,263	27,569	
133	社会教育指導員等報酬等	生涯学習・スポーツ課	3,024	2,892	△ 132	0	0	0	2,892	
134	職員費(生涯学習・スポーツ課、文化財課、分室)	生涯学習・スポーツ課	179,753	175,959	△ 3,794	0	0	0	175,959	
135	教育福祉振興会等補助金	生涯学習・スポーツ課	50,490	56,792	6,302	0	0	50	56,742	
136	青少年育成基金積立金	生涯学習・スポーツ課	13	13	0	0	0	13	0	
137	職員研修費	生涯学習・スポーツ課	91	689	598	0	0	0	689	
138	生涯学習推進事業費(生涯学習・スポーツ課)	生涯学習・スポーツ課	2,358	3,156	798	0	0	0	3,156	各地区教育委員会分室において行う生涯学習各種事業に係る経費
139	生涯学習講座推進事業費	生涯学習・スポーツ課	6,759	9,549	2,790	0	0	0	9,549	尚徳大学、市民大学、人材活用事業を取り組む経費
140	ろうあ成人学級開設費	生涯学習・スポーツ課	381	381	0	0	0	0	381	
141	福祉文化会館利用者駐車場使用料	生涯学習・スポーツ課	571	481	△ 90	0	0	0	481	
142	事務局費等(生涯学習スポーツ課)	生涯学習・スポーツ課	1,691	1,665	△ 26	0	0	0	1,665	
143	県社会教育協議会負担金	生涯学習・スポーツ課	242	242	0	0	0	0	242	

【一般会計】

No	事業名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
144	少年愛護センター運営費	生涯学習・スポーツ課	6,861	5,910	△ 951	157	0	3,000	2,753	
145	青年団体育成費補助金	生涯学習・スポーツ課	1,855	1,987	132	0	0	1,855	132	
146	子どもフェスティバル開催運営事業費補助金	生涯学習・スポーツ課	80	80	0	0	0	0	80	
147	市ジュニアリーダー養成講座開設費	生涯学習・スポーツ課	300	300	0	0	0	0	300	
148	成人式開催費	生涯学習・スポーツ課	1,800	1,800	0	0	0	0	1,800	
149	PTA育成費	生涯学習・スポーツ課	20	209	189	0	0	0	209	教員の多忙化問題を解消するため、小中PTA連合会が設置する事務局機能に係る経費に補助を行う 交付先：小中PTA連合会(補助率1/2)
150	子育て講座開設費	生涯学習・スポーツ課	2,390	2,823	433	837	0	0	1,986	
151	ものづくり道場推進事業費	生涯学習・スポーツ課	4,428	4,459	31	0	0	0	4,459	
152	運営審議会委員報酬	生涯学習・スポーツ課	387	507	120	0	0	0	507	
153	嘱託報酬等(分室等)	生涯学習・スポーツ課	42,825	40,995	△ 1,830	0	0	0	40,995	
154	地区公民館事業費(生涯学習・スポーツ課)	生涯学習・スポーツ課	30,389	30,390	1	0	0	0	30,390	62の地区公民館が、社会教育によるまちづくりと地域活性化につながるために取り組む経費
155	地域学校協働活動推進事業費	生涯学習・スポーツ課	0	6,508	6,508	2,169	0	0	4,339	
156	河原町国英地区活性化施設(仮称)整備事業費	生涯学習・スポーツ課	0	21,768	21,768	0	21,700	0	68	河原町国英地区に、屋内運動場や備蓄倉庫を兼ね備えたコミュニティセンターの実施設計に係る経費 施設面積：約800㎡ 施設概要：屋内運動場、防災備蓄倉庫、多目的交流室、ミーティングルームほか
157	青少年施設管理費	生涯学習・スポーツ課	168	194	26	0	0	3	191	
158	集会所管理費	生涯学習・スポーツ課	48,512	55,365	6,853	0	0	2,145	53,220	
159	旧末恒公民館解体撤去事業費	生涯学習・スポーツ課	0	31,706	31,706	0	19,400	0	12,306	鉄骨の腐食、軒のコンクリート剥離等で危険性のある末恒地区公民館を解体する経費

No	事業名	所属名	前年度 当初額	当初予算 要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
160	文化センター施設管理委託費	生涯学習・スポーツ課	96,235	86,161	△ 10,074	0	0	1,463	84,698	
161	文化センター施設整備費	生涯学習・スポーツ課	0	62,174	62,174	0	48,100	0	14,074	文化センターの老朽化等による改修を行う経費 ①文化センター空調改修工事(30～31債務負担) 56,142千円 ②文化ホール天井耐震改修設計業務 6,032千円(H32年度完成予定) *H30.6月補正 38,676千円計上
162	勤労青少年ホーム施設管理費	生涯学習・スポーツ課	14,370	9,335	△ 5,035	0	0	5,512	3,823	
163	嘱託報酬等(サイクリングターミナル)	生涯学習・スポーツ課	5,704	5,621	△ 83	0	0	0	5,621	
164	サイクリングターミナル運営管理費等	生涯学習・スポーツ課	13,841	12,520	△ 1,321	0	0	9,587	2,933	
165	視聴覚ライブラリー運営管理費等	生涯学習・スポーツ課	100	94	△ 6	0	0	0	94	
166	職員費(さじアストロパーク)	生涯学習・スポーツ課	33,844	35,373	1,529	0	0	0	35,373	
167	さじアストロパーク企画イベント等事業費	生涯学習・スポーツ課	3,000	3,020	20	0	0	0	3,020	
168	さじアストロパーク運営管理費	生涯学習・スポーツ課	36,487	35,003	△ 1,484	223	5,300	11,302	18,178	さじアストロパーク運営管理費 地方創生推進交付金を活用して、展示用資料説明パネル多言語化業務を実施 495千円 [地域創生交付金事業]
169	さじコスモスの館運営管理費	生涯学習・スポーツ課	270	3,023	2,753	0	0	270	2,753	
170	スポーツ推進審議会委員報酬	生涯学習・スポーツ課	113	114	1	0	0	0	114	
171	スポーツ推進委員活動費	生涯学習・スポーツ課	3,328	3,968	640	0	0	0	3,968	
172	スポーツ表彰費	生涯学習・スポーツ課	645	914	269	0	0	0	914	
173	スポーツ教室開催費	生涯学習・スポーツ課	1,770	1,770	0	0	0	0	1,770	
174	市体育協会等運営補助金	生涯学習・スポーツ課	18,534	20,162	1,628	0	0	0	20,162	
175	体育事務費	生涯学習・スポーツ課	804	47	△ 757	0	0	0	47	

No	事業名	所属名	前年度 当初額	当初予算 要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
176	市民総スポーツ運動費	生涯学習・スポーツ課	12,502	13,116	614	0	0	0	13,116	
177	小学生スポーツ全国大会出場補助金	生涯学習・スポーツ課	800	804	4	0	0	0	804	
178	市民体育祭開催費	生涯学習・スポーツ課	2,116	2,213	97	0	0	0	2,213	
179	姫路市スポーツ大会開催費	生涯学習・スポーツ課	442	694	252	0	0	0	694	
180	スポレク祭開催費	生涯学習・スポーツ課	683	771	88	0	0	0	771	
181	新春健康マラソン大会開催費	生涯学習・スポーツ課	480	527	47	0	0	0	527	
182	麒麟のまち交流スポーツツ大会事業費	生涯学習・スポーツ課	0	3,668	3,668	0	0	0	3,668	連携中核都市圏域事業でマスターズ駅伝大会を開催する経費 (H30年度は、12月16日開催) *H30.6月補正 3,668千円計上
183	ガイナレ鳥取向上事業費	生涯学習・スポーツ課	0	4,647	4,647	0	0	1,620	3,027	ガイナレ鳥取のホームゲーム観客満足度を最大限に高め、観光、経済活性化を図るために取り組む経費 *その他財源は、バードスタジアム広告料
184	Jリーグ公式戦等運営費	生涯学習・スポーツ課	173	173	0	0	0	0	173	
185	小中学校体育連盟補助金	生涯学習・スポーツ課	11,655	11,344	△ 311	0	0	0	11,344	
186	鳥取マラソン開催費	生涯学習・スポーツ課	7,500	7,500	0	0	0	0	7,500	
187	子どものころづくり支援「夢の教室」事業費	生涯学習・スポーツ課	3,510	3,781	271	0	0	3,627	154	
188	因幡但馬ジョパーク都市交流陸上競技大会補助金	生涯学習・スポーツ課	100	100	0	0	0	0	100	
189	子どもの身体・健康づくり推進事業費	生涯学習・スポーツ課	540	546	6	0	0	0	546	
190	山陰ジョパーク小学生駅伝競走大会事業費	生涯学習・スポーツ課	108	103	△ 5	0	0	0	103	

No	事業名	所属名	前年度 当初額	当初予算 要求額	比較	左記の財源内訳			事業概要	
						国・県	地方債	その他		一般財源
191	キャンプ地誘致推進事業費	生涯学習・スポーツ課	18,204	8,866	△ 9,338	0	0	0	8,866	キャンプ・合宿等の受入及び全国規模のスポーツ大会誘致経費 ・ワールドマスターズゲームス負担金(アーチェリー(予定)) 277千円(市負担1/3) ・世界リレー大会ジャマイカチーム事前キャンプ誘致負担金(5月) 8,333千円(負担割合:県1/2、県体育協会1/6、市1/3)
192	各種大会開催補助金	生涯学習・スポーツ課	2,000	1,000	△ 1,000	450	0	0	550	第53回全国ろうあ者体育大会負担金 時期:平成31年9月19~22日 場所:県民体育館(バスケット)、産業体育館(バドミントン) [地域創生交付金事業]
193	地区体育館管理費	生涯学習・スポーツ課	19,078	22,179	3,101	0	0	7,282	14,897	
194	体育施設管理費	生涯学習・スポーツ課	217,388	205,410	△ 11,978	0	0	1,625	203,785	
195	屋外体育施設管理費	生涯学習・スポーツ課	9,951	8,272	△ 1,679	0	0	70	8,202	
196	プール管理費	生涯学習・スポーツ課	9,048	7,076	△ 1,972	0	0	230	6,846	
197	市民体育館等再整備事業費	生涯学習・スポーツ課	18,677	11,099	△ 7,578	0	0	0	11,099	
198	文化財審議会費	文化財課	104	104	0	0	0	0	104	
199	指定文化財等管理費	文化財課	3,018	3,850	832	0	0	13	3,837	
200	史跡鳥取藩主池田家墓所管理補助金	文化財課	8,077	11,184	3,107	0	0	0	11,184	
201	指定文化財補助金	文化財課	9,667	12,456	2,789	0	0	0	12,456	
202	登録有形文化財等申請費補助金	文化財課	100	100	0	20	0	0	80	
203	ハマナス南限地帯管理費	文化財課	429	429	0	105	0	0	324	
204	全国史跡整備市町村協議会員 負担金	文化財課	40	40	0	0	0	0	40	
205	全史協中国地区協議会負担金	文化財課	10	10	0	0	0	0	10	
206	全国近代化遺産活用協議会負担金	文化財課	0	420	420	0	0	0	420	

No	事業名	所属名	前年度 当初額	当初予算 要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
207	重要文化財仁風閣保存整備事業費	文化財課	0	4,760	4,760	3,078	0	0	1,682	経年劣化が進む仁風閣の保存活用計画を策定し、耐震改修、保存修理を行う経費 ・保存活用計画策定業務の実施(H31～32実施)
208	鳥取城跡保存修理事業費	文化財課	305,373	520,880	215,507	319,479	174,000	0	27,401	鳥取城跡の復元、環境整備を行う経費 ・中ノ御門復元工事(H33年度完成予定) ・城跡管理活用事業(環境整備、調査研究資料刊行等) *H30.6月補正 61,817千円計上
209	仁風閣・宝扇庵管理費	文化財課	19,157	19,374	217	0	0	0	19,374	
210	円通寺人形芝居伝承施設管理費	文化財課	587	601	14	0	0	0	601	
211	埋蔵文化財調査センター管理費	文化財課	283	2,718	2,435	0	0	119	2,599	
212	埋蔵文化財調査センター運営補助金	文化財課	2,366	2,369	3	0	0	0	2,369	
213	埋蔵文化財調査費	文化財課	21,706	17,892	△ 3,824	6,668	0	0	11,214	
214	文化財調査費	文化財課	0	3,815	3,815	2,287	0	0	1,528	
215	出土品保存修理事業費	文化財課	924	878	△ 46	576	0	0	302	
216	河原歴史民俗資料館管理費	文化財課	45	45	0	0	0	0	45	
217	用瀬郷土歴史館管理費	文化財課	205	233	28	0	0	0	233	
218	佐治歴史民俗資料館管理費	文化財課	423	227	△ 196	0	0	2	225	
219	上寺地遺跡管理事業費	文化財課	5,225	22,844	17,619	0	15,200	0	7,644	・青谷上寺地遺跡公園管理費(除草) 1,000千円 ・保存活用協議会活動負担金 2,000千円 ・【新】鳥取県と共同による上寺地遺跡整備費(1工区実施設計、2工区基本設計) 負担金 19,564千円 (全体事業費 13億5千万円、うち市負担1億4千万円H40年度オープン予定)
220	旧美敷水源地下水道施設管理活用事業費	文化財課	0	8,251	8,251	1,116	0	18	7,117	
221	埋蔵文化財体験・活用事業費	文化財課	2,689	4,296	1,607	1,678	0	0	2,618	
222	青谷上寺地遺跡展示館・あおや郷土館運営管理費	文化財課	30,732	34,088	3,356	4,227	0	12	29,849	

No	事業名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳			事業概要			
						国・県	地方債	その他				
223	歴史博物館管理費	文化財課	121,889	272,316	150,427	0	131,100	54	141,162			
									<ul style="list-style-type: none"> ・歴史博物館常設展示リニューアル整備業務(31-32債業務負担) 137,667千円 《内訳》リニューアル業務 105,529千円 (全体額 200,070千円) 空調更新業務 30,138千円(H31完了) ・歴史博物館運営管理経費 123,318千円 			
									*その他財源は、光熱費使用料			
									*H30.6月補正 13,899千円計上			
224	因幡万葉歴史館管理費	文化財課	43,837	44,195	358	212	0	27	43,956			
225	文化財団運営補助金事業費	文化財課	35,042	36,441	1,399	0	0	0	36,441			
226	歴史文化基本構想策定事業費	文化財課	8,904	9,524	620	3,000	0	0	6,524			
227	嘱託報酬(市民図書館)	中央図書館	52,600	52,617	17	0	0	0	52,617			
228	職員費(市民図書館)	中央図書館	81,180	73,858	△ 7,322	0	0	0	73,858			
229	図書館協会等負担金	中央図書館	68	68	0	0	0	0	68			
230	地域社会教育活動総合事業費	中央図書館	813	977	164	0	0	0	977			
									読書活動推進のため、子ども対象のお話会、ボランティア養成等取り組む経費			
231	図書館情報管理システム処理費	中央図書館	13,733	26,506	12,773	0	0	64	26,442			
232	図書購入費	中央図書館	36,000	36,720	720	0	0	36,341	379			
									中核市として、圏域の図書館と連携を取りながら、住民が必要とする資料や情報を提供するための図書購入費			
									*その他財源は、ふるさと納税基金			
233	一般管理費(市民図書館)	中央図書館	17,397	18,189	792	0	0	100	18,089			
234	コンビニ取次サービスモデル事業費	中央図書館	157	159	2	0	0	0	159			
計						6,680,756	9,212,270	2,531,514	961,635	2,237,300	1,339,022	4,674,313

←主要事業につき、詳細は別紙「歳出予算要求書」参照

議案第4号

平成30年度鳥取市一般会計補正予算（2月補正）について

平成30年度鳥取市教育委員会の一般会計補正予算（2月補正）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ227,922千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,707,737千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年1月25日提出

鳥取市教育委員会
教育長 尾室高志

第1表歳入歳出予算補正

1月定例教育委員会資料		
年月日	平成31年1月25日	
担当課	教育委員会 各課	

(単位:千円)

No	事業名	所属名	要求額	左記の財源内訳			補正前額	補正後額
				国・県	地方債	その他		
1	小中学校空調設備整備事業費	教育総務課	▲ 2,304	3,618	▲ 4,900	0	▲ 1,022	2,200,197
2	小中学校暖房器具管理費	教育総務課	▲ 1,000	0	0	0	▲ 1,000	4,910
3	通信費(小学校)	教育総務課	989	0	0	0	989	11,070
4	光熱水費(小学校)	教育総務課	38,991	0	0	0	38,991	153,070
5	学校維持補修費(小学校・通常)	教育総務課	2,892	▲ 923	0	0	3,815	66,507
6	学校維持補修費(小学校・大規模)	教育総務課	▲ 8,352	0	▲ 45,100	▲ 923	37,671	310,954
7	一般管理事務費(小学校)	教育総務課	13	0	0	0	13	5,520
8	学校管理経費(小学校)	教育総務課	▲ 2,892	0	0	0	▲ 2,892	104,710
9	教材費(教育総務課・小学校)	教育総務課	311	0	0	0	311	70,392
10	特別教室備品整備費(小学校)	教育総務課	25,630	0	0	0	25,630	1,000
11	大規模改造事業費(小学校)	教育総務課	▲ 1,332	▲ 4,929	▲ 19,300	0	22,897	171,738
12	小学校増改築事業費	教育総務課	▲ 22,445	2,522	▲ 41,400	0	16,433	275,508
13	光熱水費(中学校)	教育総務課	3,051	0	0	0	3,051	91,181
14	学校維持補修費(中学校・大規模)	教育総務課	▲ 10,004	▲ 11,928	▲ 12,600	0	14,524	125,990
15	一般管理事務費(中学校)	教育総務課	22	0	0	0	22	2,316
16	教材費(教育総務課・中学校)	教育総務課	36	0	0	0	36	44,813
17	特別教室備品整備費	教育総務課	1,913	0	0	0	1,913	500
18	吹奏楽器修繕費	教育総務課	56	0	0	0	56	850
19	中学校増改築事業費	教育総務課	▲ 27,935	▲ 1,058	▲ 26,400	0	▲ 477	221,593
20	放課後児童対策事業費	学校教育課	▲ 12,928	▲ 66,350	0	0	53,422	435,555
21	語学指導等外国青年招致事業費	学校教育課	▲ 301	0	0	0	▲ 301	66,736
22	小学校外国語活動人材支援事業費	学校教育課	▲ 757	0	0	0	▲ 757	4,116
23	学校図書館活用推進事業費	学校教育課	▲ 1,000	0	0	0	▲ 1,000	105,219
24	校務支援事業費	学校教育課	41	0	0	0	41	12,405
25	外国人児童生徒編入学支援事業費	学校教育課	200	▲ 600	0	0	800	1,800
26	複式学級対策事業費	学校教育課	▲ 15,300	0	0	0	▲ 15,300	53,579
27	学力向上推進事業費	学校教育課	▲ 880	▲ 1,880	0	0	1,000	5,640
28	学校安全総合支援事業費(学校安全推進体制の構築)	学校教育課	▲ 689	▲ 689	0	0	0	2,091
29	教育センター運営事業費	学校教育課	25	0	0	0	25	20,925
30	特別支援教育支援員配置事業費	学校教育課	▲ 1,775	0	0	0	▲ 1,775	94,015
31	中山間地域ふるさと体験活動支援事業費	学校教育課	▲ 649	▲ 476	▲ 100	0	▲ 73	8,811
32	道徳教育実践研究事業費	学校教育課	▲ 343	▲ 343	0	0	0	1,350
33	学校管理事務費(小学校)	学校教育課	3,340	0	0	0	3,340	25,001

No	事業名	所属名	要求額	左記の財源内訳				補正前額	補正後額
				国・県	地方債	その他			
						一般財源			
34	補助教材費	学校教育課	▲ 83,947	0	0	▲ 85,326	1,379	148,050	64,103
35	教育用コンピュータ活用事業費	学校教育課	▲ 9,713	0	0	3,640	▲ 13,353	78,123	68,410
36	学校管理事務費(中学校)	学校教育課	1,454	0	0	0	1,454	12,355	13,809
37	補助教材費	学校教育課	▲ 47,623	0	0	▲ 48,683	1,060	96,920	49,297
38	教育用コンピュータ活用事業費	学校教育課	▲ 3,243	0	0	0	▲ 3,243	31,162	27,919
39	部活動推進事業費	学校教育課	▲ 606	▲ 502	0	0	▲ 104	6,615	6,009
40	教育福祉振興基金積立金	学校保健給食課	500	0	0	500	0	8	508
41	遠距離通学費補助金(中学校)	学校保健給食課	▲ 2,650	0	0	0	▲ 2,650	12,257	9,607
42	要保護・障害児児童就学援助費(中学校)	学校保健給食課	▲ 1,980	0	0	0	▲ 1,980	46,867	44,887
43	衛生管理費	学校保健給食課	▲ 4,421	0	0	0	▲ 4,421	41,674	37,253
44	光熱水費(学校給食センター)	学校保健給食課	5,511	0	0	0	5,511	99,140	104,651
45	一般管理費(学校給食センター)	学校保健給食課	2,810	0	0	0	2,810	65,487	68,297
46	学校給食未納対策費	学校保健給食課	930	0	0	483	447	5,230	6,160
47	学校給食運営事業費	学校保健給食課	▲ 24,008	0	0	▲ 38,740	14,732	946,259	922,251
48	教育福祉振興会等補助金	生涯学習・スポーツ課	134	0	0	0	134	50,490	50,624
49	地区公民館事業費(生涯学習・スポーツ課)	生涯学習・スポーツ課	73	0	0	0	73	30,389	30,462
50	地域学校協働活動推進事業費	生涯学習・スポーツ課	▲ 1,985	0	0	0	▲ 1,985	3,889	1,904
51	集会所管理費	生涯学習・スポーツ課	693	0	0	0	693	49,891	50,584
52	文化センター施設管理委託費	生涯学習・スポーツ課	175	0	0	0	175	96,364	96,539
53	文化センター施設整備費	生涯学習・スポーツ課	180	0	0	0	180	43,494	43,674
54	勤労青少年ホーム施設管理費	生涯学習・スポーツ課	214	0	0	0	214	14,370	14,584
55	嘱託報酬等(サイクリングターミナル)	生涯学習・スポーツ課	27	0	0	0	27	5,635	5,662
56	サイクリングターミナル運営管理費等	生涯学習・スポーツ課	203	0	0	0	203	14,499	14,702
57	さじアストロパーク運営管理費	生涯学習・スポーツ課	2,643	99	0	0	2,544	46,098	48,741
58	体育事務費	生涯学習・スポーツ課	115	0	0	0	115	804	919
59	市民総スポーツ運動費	生涯学習・スポーツ課	107	0	0	0	107	12,502	12,609
60	小学生スポーツ全国大会出場補助金	生涯学習・スポーツ課	1,060	0	0	0	1,060	800	1,860
61	市民体育祭開催費	生涯学習・スポーツ課	47	0	0	0	47	2,116	2,163
62	スポーツ祭開催費	生涯学習・スポーツ課	47	0	0	0	47	683	730
63	新春健康マラソン大会開催費	生涯学習・スポーツ課	1	0	0	0	1	480	481
64	キャンプ地誘致推進事業費	生涯学習・スポーツ課	▲ 6,163	▲ 75	0	0	▲ 6,088	18,204	12,041
65	各種大会開催補助金	生涯学習・スポーツ課	▲ 3,000	0	0	▲ 3,000	0	5,000	2,000
66	地区体育館管理費	生涯学習・スポーツ課	53	0	0	0	53	21,528	21,581
67	体育施設管理費	生涯学習・スポーツ課	1,005	0	0	0	1,005	255,937	256,942
68	サッカー場整備費	生涯学習・スポーツ課	▲ 4,300	0	0	▲ 4,300	0	13,481	9,181
69	屋外体育施設管理費	生涯学習・スポーツ課	▲ 251	0	0	0	▲ 251	10,707	10,456
70	海洋センター管理費	生涯学習・スポーツ課	67	0	0	0	67	8,861	67
71	プール管理費	生涯学習・スポーツ課	44	0	0	0	44	8,905	8,905

No	事業名	所属名	要求額	左記の財源内訳				補正前額	補正後額
				国・県	地方債	その他	一般財源		
72	指定文化財等管理費	文化財課	20	0	0	0	20	3,018	3,038
73	史跡鳥取藩主池田家墓所管理補助金〔平成30年7月豪雨関連〕	文化財課	▲ 1,267	0	0	0	▲ 1,267	1,610	343
74	指定文化財補助金	文化財課	273	0	0	0	273	9,667	9,940
75	鳥取城跡保存修理事業費	文化財課	▲ 10,327	▲ 33,334	8,200	0	14,807	367,190	356,863
76	仁風閣・宝厨庵管理費	文化財課	1	0	0	0	1	19,447	19,448
77	円通寺人形芝居伝承施設管理費	文化財課	50	0	0	0	50	587	637
78	埋蔵文化財調査センター管理費	文化財課	221	0	0	0	221	283	504
79	文化財調査費	文化財課	▲ 1,440	▲ 1,440	0	0	0	22,191	20,751
80	出土品保存修理事業費	文化財課	▲ 109	▲ 72	0	0	▲ 37	924	815
81	用瀬郷土歴史館管理費	文化財課	1	0	0	0	1	205	206
82	佐治歴史民俗資料館管理費	文化財課	12	0	0	0	12	423	435
83	美敷水源池保存整備事業費	文化財課	1	0	0	0	1	43,555	43,556
84	歴史博物館管理費	文化財課	▲ 3,732	0	0	0	▲ 3,732	173,264	169,532
85	因幡万葉歴史館管理費	文化財課	▲ 1,013	▲ 330	0	0	▲ 683	50,605	49,592
86	歴史文化基本構想策定事業費	文化財課	▲ 1,898	▲ 1,987	0	0	89	11,030	9,132
87	一般管理費(市民図書館)	中央図書館	458	0	▲ 3,900	0	4,358	24,144	24,602
計			▲ 227,922	▲ 121,092	▲ 150,500	▲ 176,349	220,019	9,935,659	9,707,737

議案第5号

工事請負契約の変更について

平成28年12月19日 議決された議案第165号（工事請負契約の締結について）の一部を次のように改める。

平成31年1月25日提出

鳥取市教育委員会
教育長 尾室 高志

平成28年12月19日議決された議案第165号第6項中 「549,72
（うち消費税

0,000円
及び地方消費税相当額 40,720,000円)」 を 「580,872,00
（うち消費税及び地方

0円
消費税相当額 43,027,555円)」 に改める。

提案理由

史跡鳥取城跡擬宝珠橋復元工事 工事請負意契約の変更について議決を求め
るためである。

1月定例教育委員会 説明資料	
年月日	平成31年1月25日
担当課	文化財課

史跡鳥取城跡擬宝珠橋復元工事の契約変更について

1 工事の概要

史跡鳥取城跡擬宝珠橋を復元する。

2 契約の概要

- (1) 工事名 史跡鳥取城跡擬宝珠橋復元工事
- (2) 工事場所 鳥取市東町二丁目地内
- (3) 契約方法 指名競争入札
- (4) 工期 平成28年12月20日～平成31年3月29日
- (5) 請負者 広島県広島市中区宝町1番20号
戸田建設株式会社広島支店
執行委員支店長 吉岡 耕一郎

(変更概要)

当初契約金額	549,720,000円
変更後契約金額	580,872,000円
変更金額 増額	31,152,000円

3 変更の内容

文化財の現状に合わせて工法等を変更して対応したため。

4 今後の対応

仮契約の締結後、市議会の議決を受けて変更契約を締結します。

1月定例教育委員会資料	
年月日	平成31年1月25日(金)
担当課	教育総務課

鳥取市教育委員会事務の自己点検・評価報告書について

1 目的

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、各教育委員会は、毎年、その教育行政事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表することが義務づけられています。

2 点検の方法

「第10次総合計画」(計画年度：平成28～32年度)に基づき、鳥取市教育委員会が取り組んでいる事業を「鳥取市教育振興基本計画」の推進施策ごとに振り分けし、そのうち重点的な事業として25事業を抽出しました。さらに、事業ごとの自己点検・評価シートに、教育委員会の自己評価を記入したうえで、学識経験者の25事業に対する所見及び、点検・評価結果全体に対する総合評価をいただきました。

【評価者】

国立大学法人 鳥取大学 理事(教育・国際交流担当)・副学長 中島廣光 氏

公立大学法人 公立鳥取環境大学 経営学部経営学科 副学部長・准教授 石川真澄 氏

3 全体スケジュール

10月29日 評価者によるヒアリング

12月14日 評価者による所見及び総評

1月25日 1月定例教育委員会で報告

定例教育委員会終了後、HP等により公表する。

4 評価者の総評(概要)

(1) 中島廣光 氏

評価した25事業については大部分の事業が順調に進んでいることを確認できたので、今後の事業の進捗に期待したい。

「子育て講座開設費」について、事後のアンケート調査は事業を改善する上で必要ではあるが、これはあくまで主観的なデータであり、もう一步進んで例えば「不登校生徒数が減る、朝食抜きの生徒数が減る」などもっと客観的なデータが加われば効果の評価精度が上がるものと思われる。

また、「地域之宝」研究事業費」では各校で資料作成に向けて計画的な取り組みができていますが、それが教育効果を上げるいい資料だったかどうか重要であり、そのことを判断できるデータが得られるならばぜひ活用して頂きたい。

(2) 石川真澄 氏

自己点検・評価は年数を重ねて定着していると思われるが、事業の改善に活用するため、事業の目的に対する効果や質的な改善を意識した評価を行っていることが看取できるものがみられる反面、計画された事業を計画されたとおりに実施したことで是としているのではないかとおもわれるものも増えているように思われる。書類上の形式的な評価ではなく、事業の改善に向けて資するツールとして活用されることを期待したい。

1月定例教育委員会 資料	
平成31年1月25日	
担当課	生涯学習・スポーツ課

今後の社会教育のあり方と地域組織のあり方検討の取組状況について

< 今後の地域における社会教育のあり方 >

1 背景・・・社会教育や公民館に関する国や市の動き

平成20年3月	鳥取市自治基本条例の制定 ・地区公民館をコミュニティの活動拠点として位置づけ、コミュニティの充実・強化を図る
平成27年12月	中央教育審議会答申 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について ・コミュニティスクールと社会教育の体制としての地域学校協働本部が相互に補完し高めあう存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要
平成30年2月	鳥取市社会教育委員会議答申 地区公民館における社会教育施策について ・地区公民館を拠点とした地域学校協働活動の推進 ・地区公民館職員の専門性の向上
平成30年12月	中央教育審議会答申・・・関連資料3 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について ・社会教育を通じた「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」 ・持続可能な社会づくりを進めるために、 <u>住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要</u> ・ <u>誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を活かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取り組みが必要</u> ・今後の社会教育施設に求められる役割として、地域の生涯学習拠点に加え、地域コミュニティの維持と持続的発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点

2 目指すべき地域づくりと社会教育の関係

地域づくり 地域住民や自治会、各種団体とがお互いに連携・協力をしながら、地域住民が主体となって身近な地域課題の解決を図り、地域をより良いものにしていく取組み

社会教育 地域の実態（地域課題）に応じた教育活動を通じ、学びの成果を活かした地域コミュニティの維持や活性化、人材育成に貢献する

地域住民が地域コミュニティの将来像やあり方を共有し、その実現のために公民館等の社会教育施設を介して、地域課題とその対応について学習し、地域づくりの実践につなげる
「学びの成果を活かした住民主体の地域づくり」

3 今後の取り組み

地域組織のあり方検討を踏まえた試行的な制度の見直しや地域の事業の棚卸しを通して、社会教育と地域づくり・コミュニティ活動の効率的・効果的な推進方策を探る
協働推進課や県教委と連携した公民館職員研修の充実
学校教育課と連携し、コミュニティスクールと地域学校協働活動を一体的に推進

< 地域組織のあり方検討を踏まえた試行的な制度の見直し >

1 目的

本市では、平成20年を協働のまちづくり元年とし、まちづくり協議会の設立を呼びかけるとともに、助成金の交付や関係者を対象とした研修会を開催するなど必要な支援を行ってきた。

それから10年が経過し、急速な人口減少や少子高齢化、地域課題の多様化、地域のつながりの希薄化など、地域コミュニティを取り巻く環境は厳しさを増しており、地域によっては、人材や資金の不足など組織や活動の維持継続に不安を抱えておられる状況がある。

このような状況を踏まえ、地域と共に地域組織のあり方の検討を進めており、平成29年度に実施したアンケートや意見交換、平成30年度に実施したモデル地区との話し合いや参画と協働のまちづくりフォーラムの結果などを踏まえ、平成31年度から試行的に制度の見直しを実施する。

2 試行的な制度の見直し

平成31年4月から、希望される地区において、以下の取り組みを試行的に実施する。地区公民館の地域運営などは、引き続き、平成31年度に制度のあり方の検討を進める。

まちづくり協議会と公民館運営委員会の組織の一体化

概要	まちづくり協議会と公民館運営委員会の委員に多くの重複があること、地域の課題解決に向けた活動と学習のより一層の連携が求められることから、組織の一体化を行う。
調整事項	まちづくり協議会の活動内容へ生涯学習事業を加える（地区） 公民館条例施行規則の改正（教育委員会）

まちづくり協議会と地区公民館に関連する補助金等の一括交付

概要	まちづくり協議会と地区公民館の事業に類似重複する部分があること、補助金等について煩雑な事務処理の改善や地域が裁量をもって一体的に事業を行うことができる環境づくりが求められることから、関連する資金の一括補助を行う。
調整事項	関連する予算の見直し（地域振興局、教育委員会） 新たな補助要綱の整備（地域振興局） まちづくり協議会を対象に、関連予算に記載の合計額を補助金（定額）として一括して交付（資金の流れのイメージは関連資料2のとおり）
関連予算	コミュニティ育成支援事業 運営補助5万円、活動補助40万円 生涯学習委託事業 33万9千円+バス借上料相当額 公民館運営費 約7～9万円（消耗品費、印刷製本費、役務費など 世帯数で変動）

3 今後の取り組み

まちづくり協議会の研修会や地区公民館の会議などで新たな取り組みについて説明を行う。希望される地区において、実際に事業等を進めていただく中で、試行的な制度の評価を行う。また、平成31年度も引き続き、地域組織のあり方を共に考えていただくモデル地区を募り、市の制度や支援のあり方について検討を進める。

これからの公民館の果たす役割

関連資料1

公民館に求められる役割の変化

【従来】
生涯にわたる学びの支援
(住民の主体的な学び)



【今後】
・地域づくり、防災の拠点機能
・社会の変化に対応した学習
機会の提供
(地域課題の解決、学習成果の還元)



これまで培ってきた地域との
関係を生かしながら、地域の
実態に応じた学習と活動をよ
り密接に結びつけていく。

**学びの成果を活かした
住民主体の地域づくり**

地区公民館の取組の変化

- ・ 各人の興味関心に応じた多様な学習活動
- ・ 趣味やサークル活動の場

取組内容の
シフト

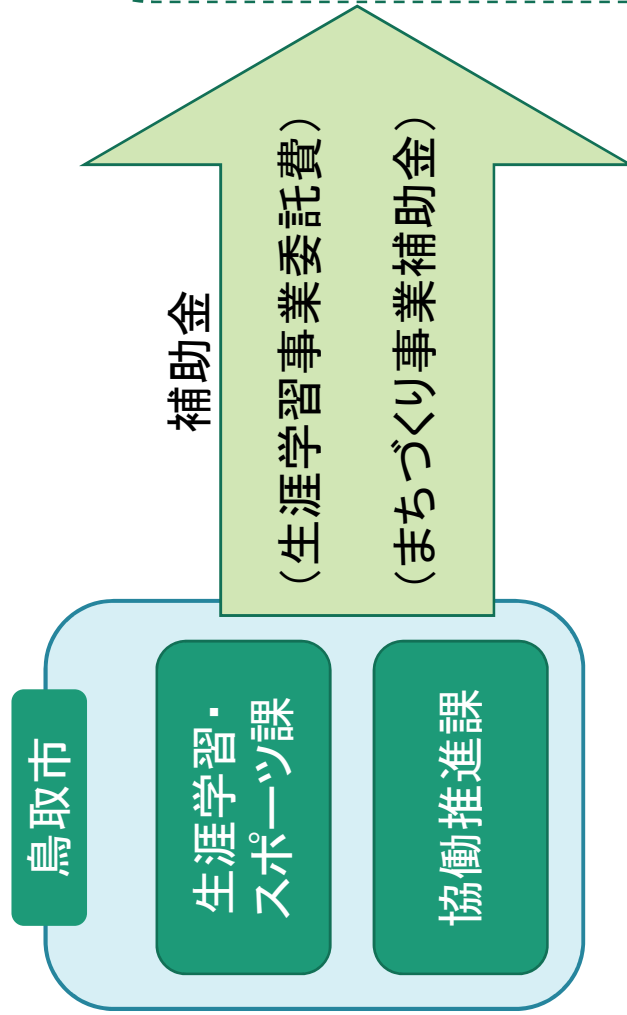
- ・ 地域課題への取組
→ コミュニティ計画に掲げる地域課題の
解決に対応した学びや拠点施設の提供
- ・ コーディネート機能の強化
→ 社会教育に係る研修、有資格者の配置
- ・ 地域づくりの担い手育成
→ 地域・学校・家庭連携のコーディネート

学びの成果を活かした地域づくりを通じ
て、地域コミュニティの維持に貢献

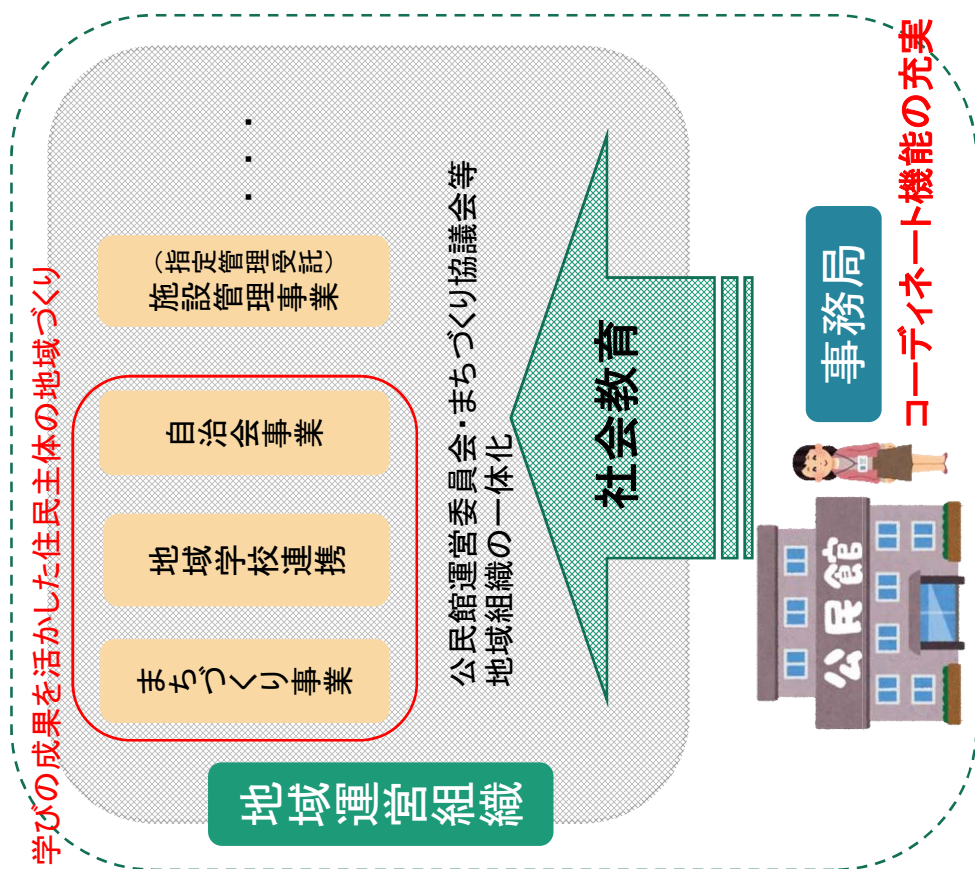
例規・計画等により明確化

地域組織・活動資金の一本化

コミュニティ計画に基づく事業や課題解決に向けた地域づくり・社会教育の実施



学びの成果を活かした住民主体の地域づくり



- 地域課題の解決を図るため、効率的に事業実施ができるよう資金を一本化
- 地域の課題解決に結びつく学習活動や仲間づくりの実施
- 地域の各種団体・公民館等が行ってき た類似・重複事業の整理

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について
(答申) 概要

第1部 今後の地域における社会教育の在り方

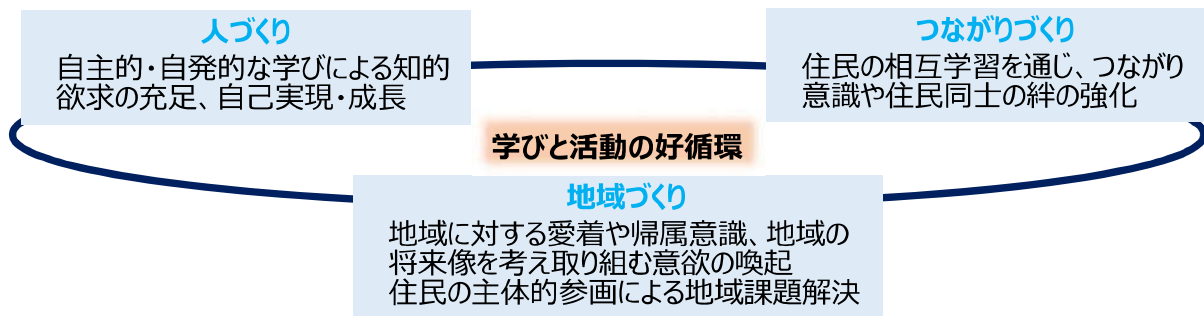
<地域における社会教育の目指すもの>

1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- ・人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組等
⇒ 持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- ・人生100年時代の到来、Society5.0実現の掲げ等
⇒ 誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取組が必要

社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割



2. 新たな社会教育の方向性～開かれ、つながる社会教育の実現～

住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働

地域の学びと活動を活性化
する人材の活躍

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

開かれ、つながる社会教育へ

<「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策>

1. 学びへの参加のきっかけづくりの推進

- ・楽しさをベースとした学びや地域防災、健康長寿など、関心の高い学び等、学びや活動のきっかけづくりを工夫
- ・子供・若者の参画を促し、地域との関わりの動機付けとなり得る成功体験づくり
- ・社会で孤立しがちな人に対して、福祉部局等との連携により、アウトリーチの取組を強化
- ・各地における具体的な取組の収集・共有、地域における活動の事例分析と周知

2. 多様な主体との連携・協働の推進

- ・首長部局との連携を効果的に図るため、総合教育会議の活用や、部局間の人事交流を推進
- ・NPO、企業、大学等と行政関係者との積極的な意見交換や協議
- ・地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働

3. 多様な人材の幅広い活躍の促進

- ・地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を社会教育の活動に巻き込み、連携
- ・教育委員会における社会教育主事の確実な配置、多様な主体による「社会教育士」の取得推奨

4. 社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

- ・各地方公共団体における十分な社会教育費の確保を含めた基盤整備
- ・クラウドファンディング等の多様な資金調達手法の活用

第2部 今後の社会教育施設の在り方

<今後の社会教育施設に求められる役割>

社会教育施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。

- ・公民館：地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点
- ・図書館：他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点
- ・博物館：学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

<今後の社会教育施設の所管の在り方>

このような中、地方公共団体から、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができる仕組み（以下「特例」という。）を導入すべきとの意見が提出。これについて検討し、必要な措置を講ずる必要（「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定））。



生涯学習社会の実現に向けた横断的・総合的な教育行政の展開に向け、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会の所管を基本とすべき。

一方、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

◆ 特例を設けることについて

（他行政分野との一体的運営による質の高い行政の実現の可能性）

- ・社会教育施設の事業と、まちづくりや観光等の他の行政分野の社会教育に関連する事業等とを一体的に推進することで、より充実したサービス等を実現できる可能性。
- ・福祉、労働、産業、観光、まちづくり、青少年健全育成等の他の行政分野における人的・物的資源や専門知識、ノウハウ、ネットワーク等の活用により、社会教育行政全体を活性化できる可能性。
- ・社会教育の新たな担い手として、まちづくりや課題解決に熱意を持って取り組んでいるがこれまで社会教育と関わりがなかった人材を育成・発掘できる可能性。

（施設の効果的・効率的な整備・運営の可能性）

- ・首長部局が中心となって行っている社会資本整備計画等を通じた施設の戦略的な整備や、様々な分野が複合した施設の所管を一元化することによる、当該施設の効率的な運営の可能性。

◆ 社会教育の適切な実施の確保の在り方について

同時に、社会教育の適切な実施の確保（政治的中立性の確保、住民の意向の反映、社会教育施設としての専門性の確保、社会教育と学校教育の連携等）のためには、本件特例を設けるに当たり、教育委員会による関与など一定の担保措置※を講ずる必要がある。

※担保措置については、例えば、地方公共団体において所管の特例についての条例を定める際に、教育委員会の意見を聴くこととする、といった例が議論されたが、具体的な在り方については、国において、法制化のプロセスにおいて具体的に検討すべき。

◆ 地方公共団体において特例措置を活用する場合に留意が求められる点

- ・特例が活用される場合でも、当該施設は引き続き社会教育施設であり、法令の規定を踏まえた専門的職員の配置・研修、運営審議会等を活用した評価・情報発信等が重要。
- ・教育委員会は社会教育振興の牽引役として引き続き積極的な役割を果たしていくことが重要（総合教育会議等の活用、首長部局やNPO等との連携・調整等）。地方行政全体の中に、社会教育を基盤とした、学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりの視点を明確に組み込んでいくことが重要。

報告事項(1)

1月定例教育委員会 説明資料	
年月日	平成31年1月25日
担当課	文化財課

特別天然記念物コウノトリの鳥取市吉岡温泉町での死亡について

概要

平成31年1月6日(日) 鳥取市吉岡温泉町にて特別天然記念物コウノトリの死骸が発見され、農業振興課・文化財課が兵庫県立但馬コウノトリの郷公園と協力して対応にあたった。野生動物に食い荒らされていたが、肉付きなどもよく病死の可能性は考えにくいとの所見をコウノトリの郷公園の獣医師より現場でお聞きした。

死骸はコウノトリの郷公園に回収していただき、死因の確認等を目的に解剖をおこなっている。

経過

1. 平成31年1月6日(日) 13時30分頃、文化財課に農業振興課よりコウノトリの死骸が発見された旨連絡。
2. 14時に現地を確認。但馬コウノトリの郷公園の獣医師も同行。
3. 県文化財課に連絡。
4. 現地にて、但馬コウノトリの郷公園の獣医師、発見者・土地所有者と状況を確認した。

今後の対応

1. 死骸はコウノトリの郷公園に移送し、解剖する。死骸は処分していただく。
2. 解剖結果を待って滅失届を提出する。



報告事項(2)

定例教育委員会資料	
平成31年1月25日	
担当課	文化財課

鳥取砂丘での車侵入タイヤ痕の発見について

1. 概要

平成31年1月4日(金)13時40分ごろ、鳥取砂丘の特別保護地区内【天然記念物範囲】(車乗り入れ禁止区域)で、車のタイヤ痕を発見した。環境省及び鳥取市に連絡するとともに、同一場所から侵入を防ぐため、鳥取市が車止めを設置した。

2. 経過

平成31年1月4日

13:40頃 自然公園財団景観保全推進員が砂丘内での清掃活動中にタイヤ痕跡を発見し、鳥取砂丘レンジャー及び自然公園財団に連絡

13:50頃 砂丘レンジャーが現地確認

15:00頃 砂丘レンジャーが現地確認を終了し、鳥取市に連絡

15:08頃 堀田自然公園財団所長が環境省浦富自然保護官事務所に連絡する。

16:50頃 鳥取市が車止めを設置

平成31年1月8日

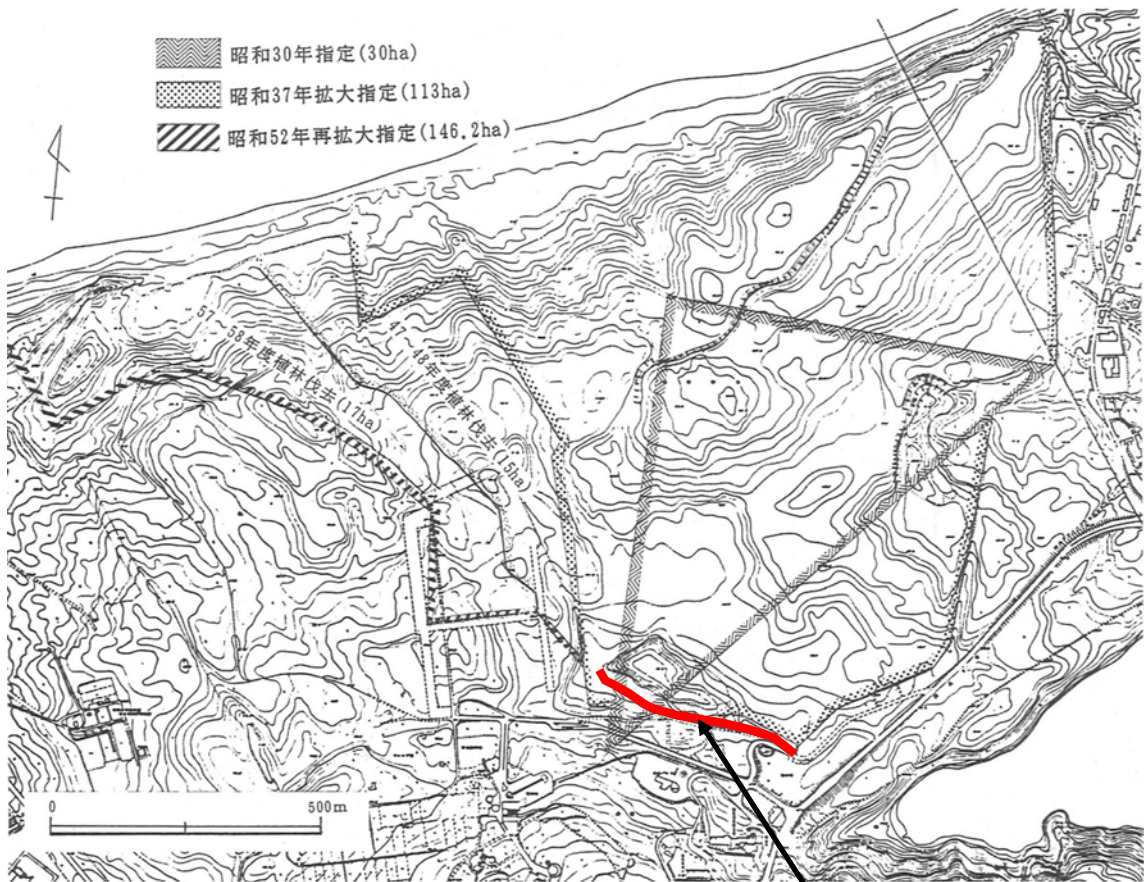
環境省及び鳥取県・鳥取市で現地に車止めの策を設置する方針を決定する。

平成31年1月9日

文化庁柴田技官にき損の件について報告し、き損届を提出するように指導を受ける。

3. 今後の対応

今回のき損の件について、文化庁へき損届を提出する。



侵入経路 (約300m)

